

千代田区一般廃棄物処理基本計画
(素案) 答申(案)

第8期千代田区一般廃棄物減量等推進審議会

令和6(2024)年9月

はじめに

●審議会における意見のポイント

・食品ロス削減とリサイクル

渋谷区やアムステルダムのように、生ゴミのリサイクルやメタン発酵の利用を千代田区でも取り入れるべきだと提案しました。都市部でもこれらの手法は有効であると考えられています。

・廃棄物削減に向けた規制強化の必要性

自主的な取り組みでは限界に達しているため、今後は条例による規制の導入や、収集手数料の有料化など、制度的な強化が必要であるという意見がありました。

・効果的な啓発活動の重要性

食品ロス削減やリサイクルの効果を区民に分かりやすく伝えるため、具体的な数字や例を使った広報活動が求められています。

・事業者に対するアプローチの差別化

大規模事業者と小規模事業者には異なる対応が必要であり、大規模事業者には食品ロス削減や容器包装リサイクル、小規模事業者には段ボール廃棄対策など、具体的な施策が提案されました。

・リサイクルの困難な廃棄物の対応

使用済みの衣類や服はリユースされずに廃棄されることが多く、リサイクルの拡大が求められています。特に古着の資源回収が重要であるとの指摘がありました。

・事業系ごみの削減

事業系ごみの排出量が千代田区の廃棄物の大部分を占めており、その削減に向けた施策が重要視されています。具体的には、事業者ごとの対応を検討する必要があるとの提案がされました。

・地域コミュニティとの連携

マンションや商店街におけるゴミ管理が不十分なケースに対応するため、地域のコミュニティや管理組合との連携を強化し、ゴミ削減の指導を徹底することが求められました。

令和6(2024)年9月●日

千代田区一般廃棄物減量等推進審議会

座長 崎田裕子

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1.計画策定の趣旨	1
2.計画の位置づけ	2
3.計画の期間	3
4.対象となる廃棄物	4
第2章 区のごみの現状と課題について	5
1.千代田区の概況	5
(1)人口・世帯の推移	5
(2)住居形態の状況	6
(3)外国人人口の推移	7
(4)産業の状況	7
(5)訪日外国人観光客の状況	9
2.千代田区のごみ排出量の現状	10
(1)総排出量(ごみ+資源)の推移	10
(2)ごみ排出量の推移	11
3.大規模建築物におけるごみ発生量・再生利用等に関する特性	13
4.令和4(2022)年度のごみ排出量の詳細	14
(1)区全体のごみ量の内訳	14
(2)事業用大規模建築物の処理量の内訳	15
(3)事業用大規模建築物の課題	16
5.現計画の達成状況	17
(1)数値目標の達成状況	17
6.課題	19
(1)家庭系ごみ	19
(2)食品ロス	19
(3)事業系ごみ	20
(4)大規模建築物	20
(5)インバウンドへの対応	20

(6)区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発	21
第3章 基本方針と目標値	22
1.目指す都市像(基本理念)と基本方針	22
2.目標値	24
(1)潜在排出量の推計	24
(2)目標値	25
第4章 「資源循環型都市千代田」実現のための施策展開	28
1.施策体系	28
2.1 ごみの発生抑制と再利用の促進	30
(1)千代田区型ライフスタイルの提案	30
(2)不用品の有効活用の促進	31
(3)ごみ収集作業の環境配慮とDX化の促進	31
(4)家庭ごみの減量化の促進	32
(5)プラスチック類の分別指導の強化	33
(6)紙類の分別指導の強化	33
(7)その他の資源回収	33
(8)リサイクルの推進	34
3.2 事業系ごみの削減	35
(1)事業用大規模建築物等における発生抑制の促進	35
(2)区が収集する事業系ごみの適正化	35
(3)一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言	36
(4)事業系食品廃棄物ゼロを目指す取組【重点施策】	36
(5)小規模事業者への対応	37
(6)生産・流通販売段階での発生抑制の促進	38
(7)事業系の紙ごみ削減の推進【重点施策】	38
4.3 協働による持続可能な循環型社会の実現	39
(1)地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進	39
(2)新たな都市型環境コミュニティの形成	39
(3)リユース型地域循環構想の普及・啓発	40
(4)環境学習・環境啓発の充実	40

(5)区民ニーズに相応したサービス展開.....	42
(6)不適正排出対策.....	42
第5章 適正なごみ処理の推進	43
1.収集・運搬計画.....	43
(1)分別区分.....	44
(2)排出ルール・分別徹底の指導強化.....	44
(3)効率的な収集運搬体制の整備.....	45
(4)災害時の適正処理の確保.....	45
2.中間処理・最終処分計画.....	45
(1)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理.....	45
(2)最終処分.....	45
(3)資源物の中間処理.....	46
(4)適正処理困難物への対応.....	46
3.区の実施体制の整備.....	46
(1)清掃事務所機能の検討.....	46
(2)執行体制の整備.....	46
第6章 計画の進行管理	47
1.推進体制.....	47
(1)区民・事業者・区の役割.....	47
(2)千代田区みらいくる会議の活用.....	48
(3)一般廃棄物減量等推進審議会の活用.....	48
2.計画の進行管理.....	48
第7章 生活排水処理基本計画	49
1.現状.....	49
2.取り組み.....	49

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の趣旨

千代田区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条に基づき、区民・事業者・行政が連携して循環型社会の形成に貢献するための指針として、「千代田区一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定してきました。令和6(2024)年度においては、社会情勢や環境の変化に対応し、より効果的で持続可能な廃棄物処理体制を構築するために、第5次基本計画を策定します。

前回の第4次基本計画(平成29(2017)年度策定)以降、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化してきました。国では、令和元(2019)年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、これに伴い千代田区でも3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基盤に、資源循環をさらに推進する必要性が高まっています。

特に千代田区は、プラスチック資源循環促進法が施行される以前から、23区内では先駆けてプラスチック製品の資源回収を積極的に実施してきました。平成24(2012)年度からは、容器包装プラスチックに加え、容器包装以外のプラスチックの資源回収を開始し、さらには使用済み小型家電の拠点回収を含む、ごみの減量・資源化に向けた先進的な取り組みを展開してきました。

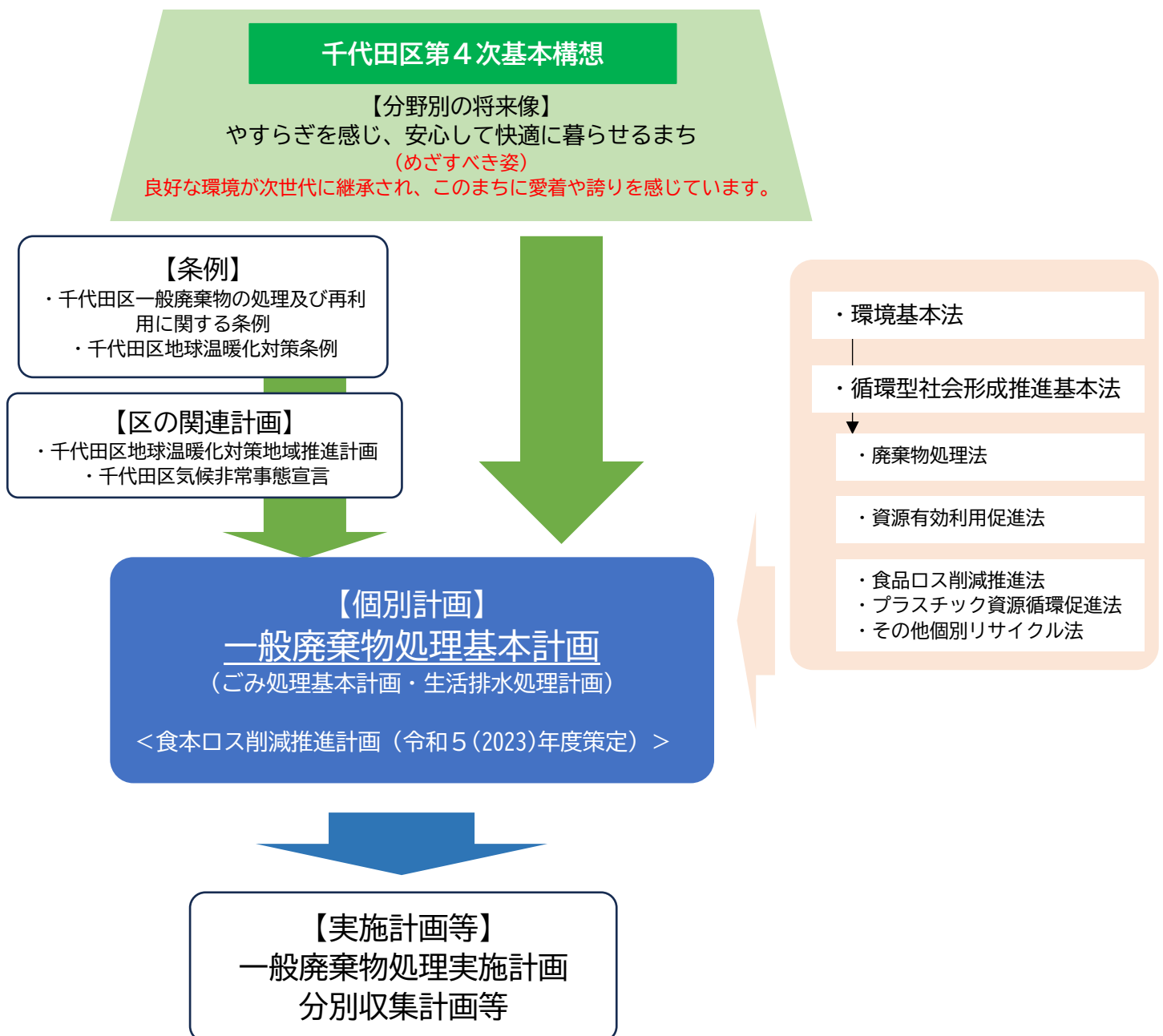
また、令和32(2050)年度カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策、デジタル技術の活用、少子高齢化の進行など、廃棄物処理に関連する社会的課題も複雑化しています。本計画では、千代田区が引き続き地球全体の環境保全に貢献できるよう、持続可能な都市づくりを目指して、区民と事業者の協働による廃棄物の適正処理と資源化の推進を進めます。

さらに、次の世代に引き継ぐことができる循環型社会の実現に向けた取り組みを、計画的かつ総合的に進めるため、第4次計画の成果と課題を踏まえつつ、新たな社会的ニーズや技術革新に対応した施策を盛り込みます。

2.計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条第1項に基づき、区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「千代田区第4次基本構想」を上位計画とし、整合を図りながら総合的・一体的推進を目指します。

また、本計画の推進により、令和3(2021)年11月に区が表明した「千代田区気候非常事態宣言」に掲げた令和 32年までに CO2 排出量実施ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」の実現に資するものとします。



3.計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までです。また、令和11(2029)年度を中期目標年度とします。

なお、本計画は、計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、概ね5年ごと及び諸条件、法制度、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行います。

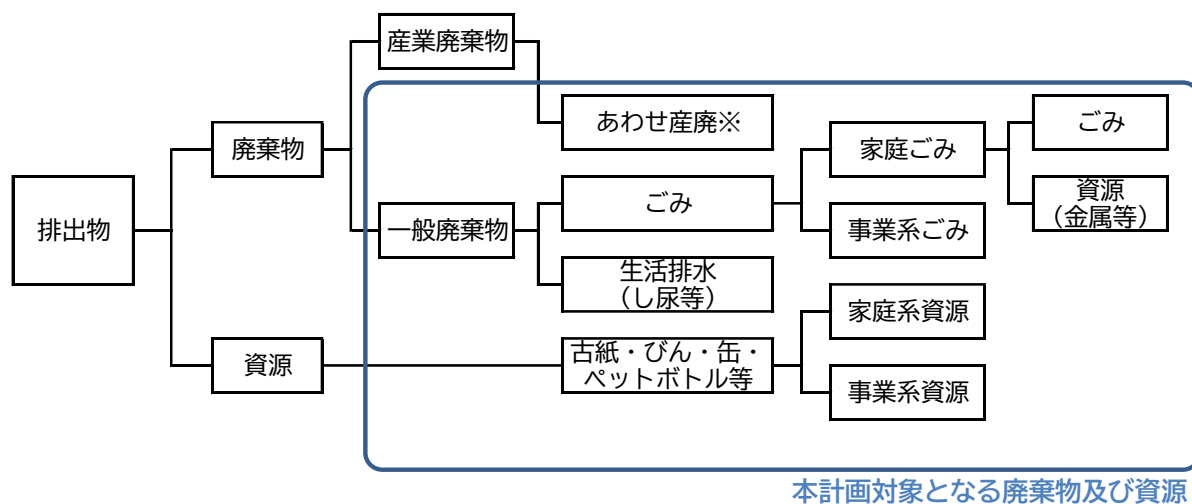
また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていきます。

(年度)										
2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
計画策定	初年度	→				→				最終年度
					中間目標年度 計画見直し					

4.対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物(ごみ・生活排水)、あわせ産廃及び資源が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。



～コラム～ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。目標達成のためには、ごみ・資源の発生抑制、分別・リサイクルなどの3Rの推進も重要となっており、本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、資源循環型社会の構築に向けた施策を推進していきます。

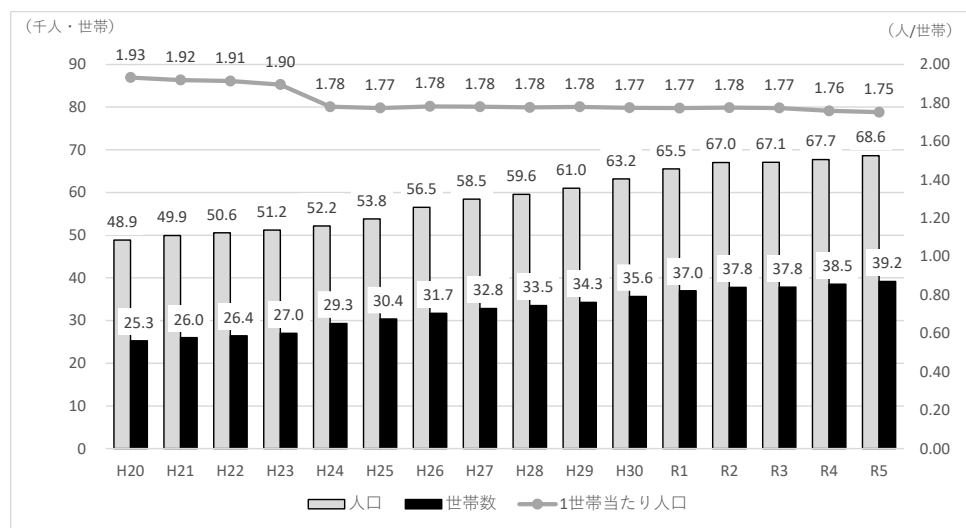


第2章 区のごみの現状と課題について

1.千代田区の概況

(1)人口・世帯の推移

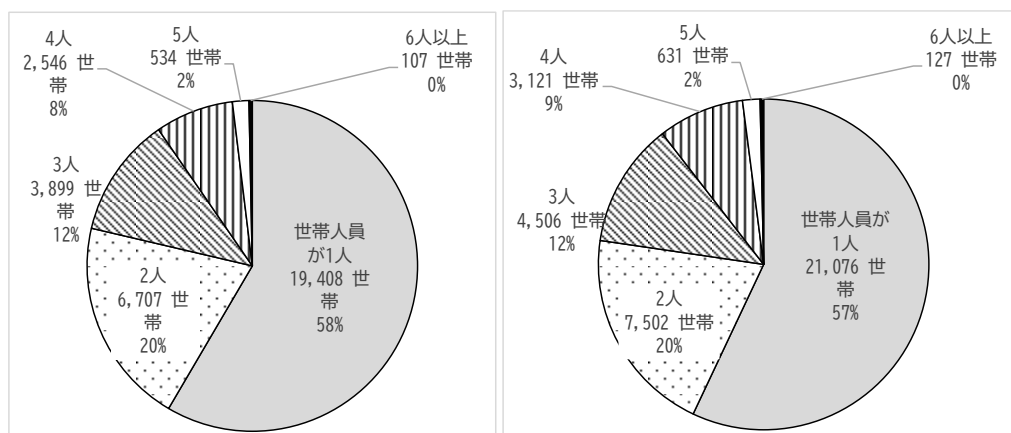
千代田区の人口は、平成 20(2008)年度以降増え続けており、平成 20(2008)年度は 48,873 人でしたが、令和5(2023)年度には 68,648 人となり、約 41%増加しています。また、世帯数も人口と同様に増加しており、平成 20(2008)年度は 25,294 世帯でしたが、令和5(2023)年度は 39,195 世帯となり、約 55%増加しています。一方、1世帯当たりの人口は減少傾向であり、令和5(2023)年度の1世帯当たりの人口は 1.75 人となっています。



資料:住民基本台帳人口(各年 10 月 1 日現在)

図1-1 人口と世帯数の推移

世帯人員の構成は、令和2(2020)年の国勢調査によると、1人世帯が最も多く全体の約 57%を占めており、次いで2人世帯が約 20%と続いています。この傾向は平成27(2015)年時点とほぼ同様の割合となっています。



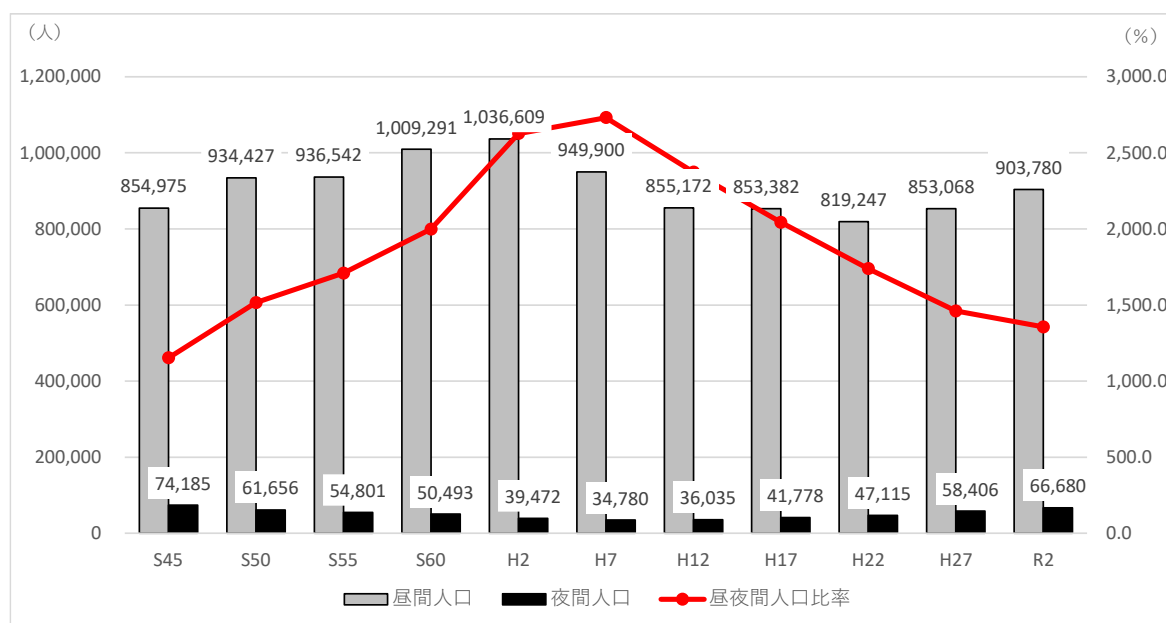
【平成27(2015)年】

【令和2(2020)年】

資料:国勢調査

図1-2 世帯人員の構成の推移

昼間人口は、平成2(1990)年の1,036,609人をピークに減少傾向で推移していましたが、平成22(2010)年以降再び増加に転じており、令和2(2020)年には903,780人となっています。一方、昼夜間人口比率に関しては、夜間人口が増加している影響もあり、平成7(1995)年の約2,731%をピークに減少しており、令和2(2020)年には約1,355%と半減しています。しかしながら本区の昼夜人口比率は全国の中では飛びぬけた高い値となっています。(参考：令和2(2020)年の他都市の昼夜人口比率【福島県大熊町 589%、大阪市中央区 433%、中央区 374%、港区 373%、名古屋市中区 316%】)

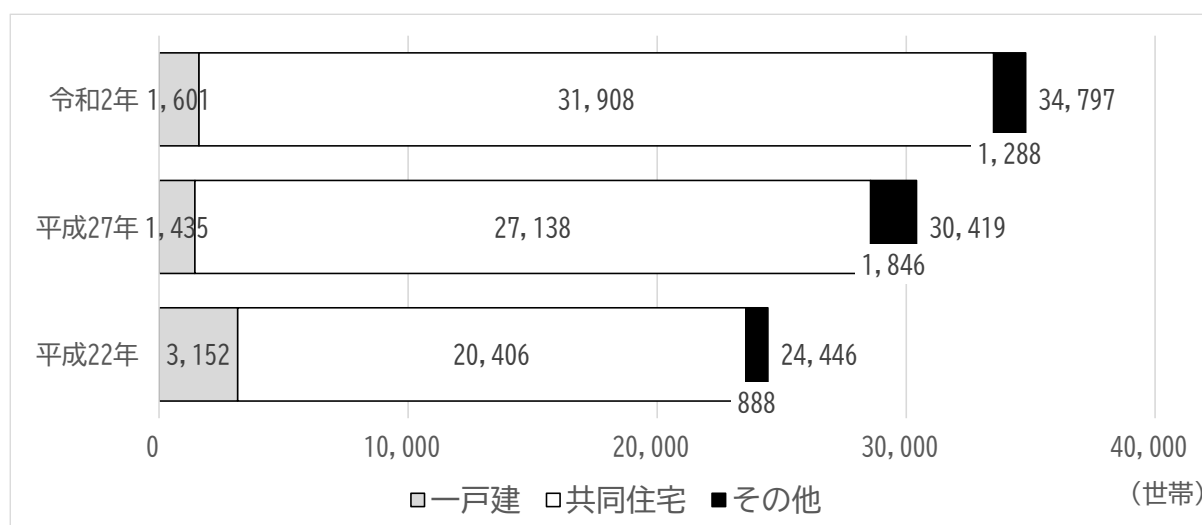


資料：国勢調査

図1-3 昼間人口、夜間人口の推移

(2)住居形態の状況

住宅形態は、年々共同住宅が増加しており、令和2(2020)年は約3.2万世帯であり、全世帯の9割以上(91.7%)を占めている状況です。

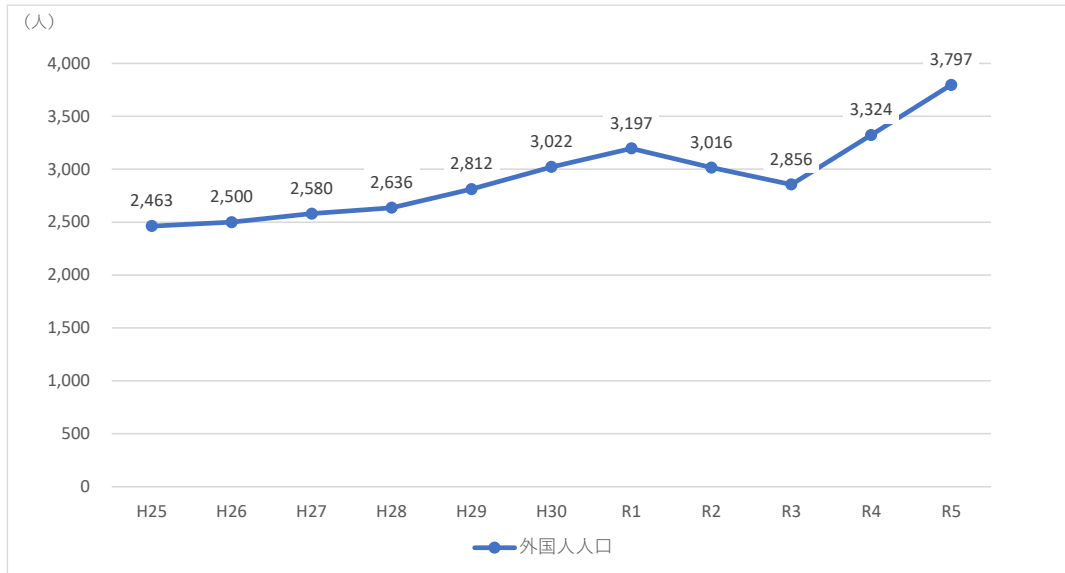


資料：国勢調査

図1-4 住宅形態の推移

(3)外国人人口の推移

本区の外国人人口は、令和元(2019)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で一旦は減少していましたが、令和4(2022)年度は再び増加に転じ、令和5(2023)年度で 3,797 人となっており、これは区の総人口の約 5.5%を占めています。

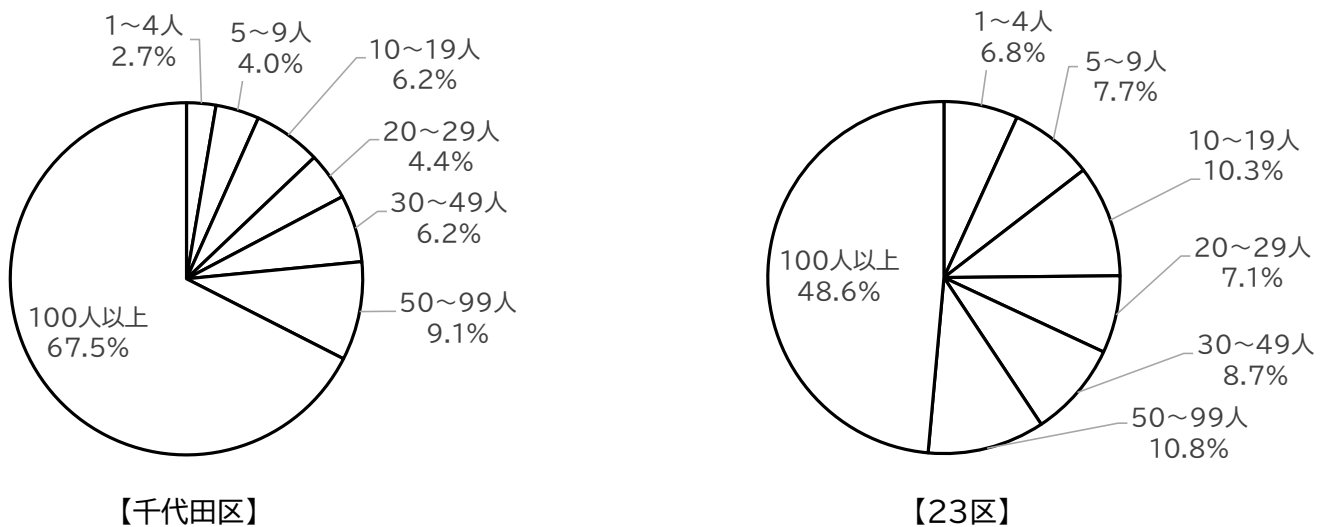


資料:住民基本台帳のデータを基に作成(各年度 10 月 1 日現在)

図1-5 外国人人口の推移

(4)産業の状況

令和3(2021)年の千代田区と23区の従業者規模別従業者数を図1-6に示します。従業者100人以上の構成比は、千代田区は全体の67.5%で23区の48.6%を大きく上回っており、千代田区では大規模事業者が多いことが伺えます。



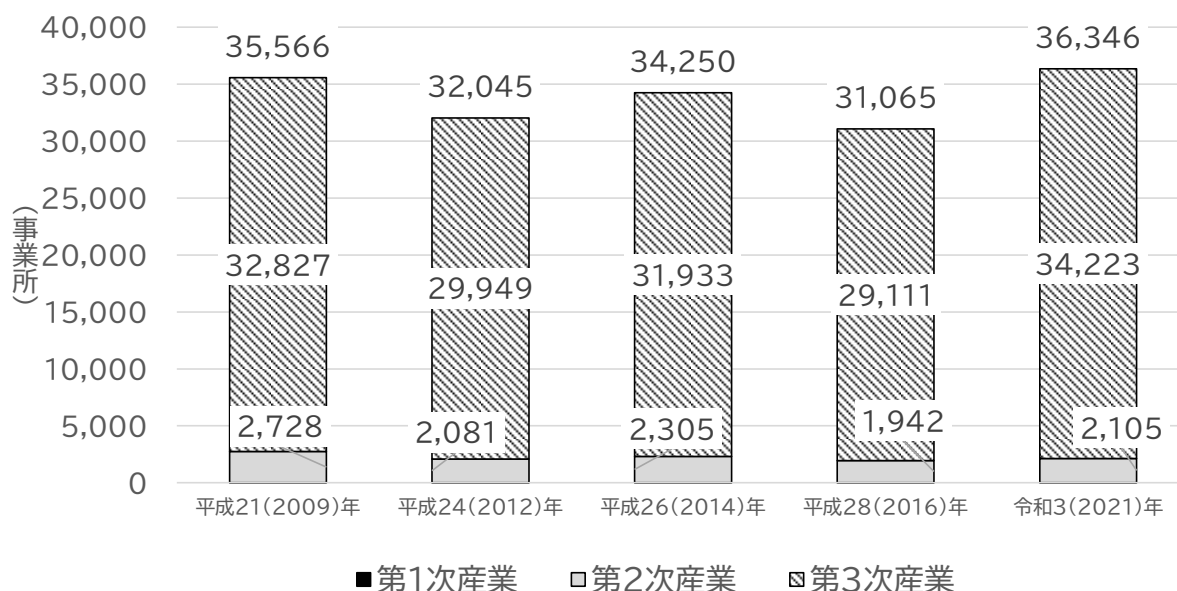
資料:経済センサス

図1-6 従業者規模別の従業者数(令和3(2021)年)

図1-7では事業所数の推移を示しています。千代田区の実業所数の90%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、事業所数全体では年々増加傾向にあり、令和3(2021)年は36,346事業所であり、平成21(2009)年から780事業所増加しています。

(単位：事業所数)

項目	H21 (2009)	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全業種 (公務、事業内容等不詳を除く)	35,566	32,045	34,250	31,065	36,346
農林漁業	11	15	12	12	18
第1次産業	11	15	12	12	18
鉱業、採石業、砂利採取業	8	2	23	13	11
建設業	940	863	893	833	918
製造業	1,780	1,216	1,389	1,096	1,176
第2次産業	2,728	2,081	2,305	1,942	2,105
電気・ガス・熱供給・水道業	43	44	51	44	218
情報通信業	3,590	2,924	2,863	2,666	3,692
運輸業、郵便業	565	533	535	513	588
卸売業、小売業	8,159	7,866	8,246	7,810	7,889
金融業、保険業	1,280	1,259	1,470	1,423	2,138
不動産業、物品賃貸業	2,605	2,359	2,485	2,249	3,443
学術研究、専門・技術サービス業	5,821	5,158	5,238	4,636	5,734
宿泊業、飲食サービス業	4,331	4,015	4,269	3,873	3,340
生活関連サービス業、娯楽業	1,101	964	1,029	907	929
教育、学習支援業	565	495	616	522	725
医療、福祉	1,032	1,015	1,230	1,086	1,225
複合サービス事業	75	70	64	59	63
サービス業(他に分類されないもの)	3,425	3,247	3,589	3,323	3,970
公務	235		248		269
第3次産業	32,827	29,949	31,933	29,111	34,223



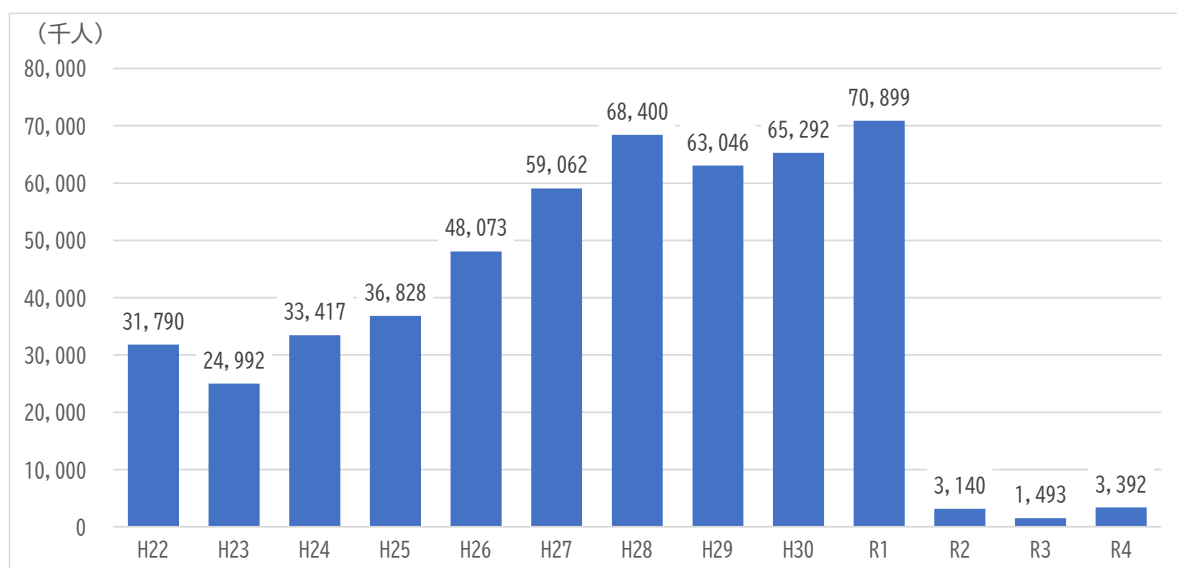
資料：H24.H28 年経済センサスー活動調査(公務は含まず)、H21.26.R3 年経済センサスー基礎調査

図1-7 事業所数の推移

(5)訪日外国人観光客の状況

東京都を観光で訪れる外国人は、コロナ禍前までは年々増加しており、令和元（2019）年度には約7,000万人の観光客が訪れていました。令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、今後は再び増加することが考えられます。

本区においては、外国人観光客に人気のある秋葉原等があり、今後も多くの外国人が訪れることが予測されます。



資料：東京都観光客数等実態調査（東京都産業労働局）

図1-8 訪日外国人観光客の推移（東京都全体）

2.千代田区のごみ排出量の現状

(1)総排出量(ごみ+資源)の推移

過去10年間の総排出量(ごみ+資源)の実績を図2-1に示します。

総排出量は、平成30(2018)年度までは増加傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度以降新型コロナウイルス拡大の影響による事業系ごみの大幅な減少の影響で、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて約27%減少しています。その後は徐々に増加傾向で推移していますが、令和5(2023)年度の総排出量は約16万トンでピーク時の平成30(2018)年度の約21万トンよりはかなり少ない状況となっています。

資源化率に関しては、平成26(2014)年度以降60%前後の横ばいで推移しています。

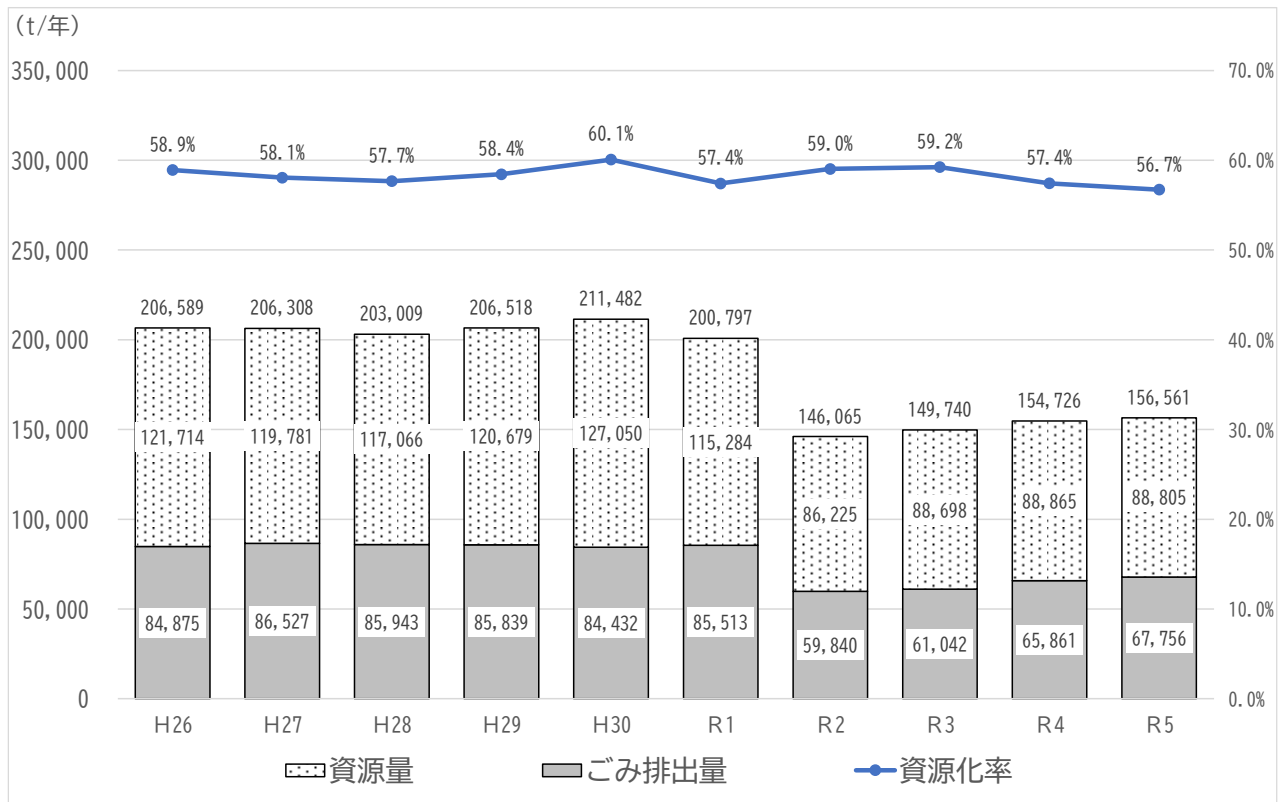


図2-1 種類別排出量の推移

(2)ごみ排出量の推移

過去 10 年間のごみ排出量の実績を図 2-2 に示します。

ごみ排出量は、令和元(2019)年度までは横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2(2020).3(2021)年度は事業系ごみが大きく減少した影響で、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて 30%減少しています。その後は、事業系ごみは徐々に増加傾向に転じていますが、まだ在宅勤務を実施している事業所も多かった影響等もあり、令和5(2023)年度の事業系ごみは約 5.3 万トンで令和元(2019)年度の約 7 万トンよりはかなり少ない状況となっています。

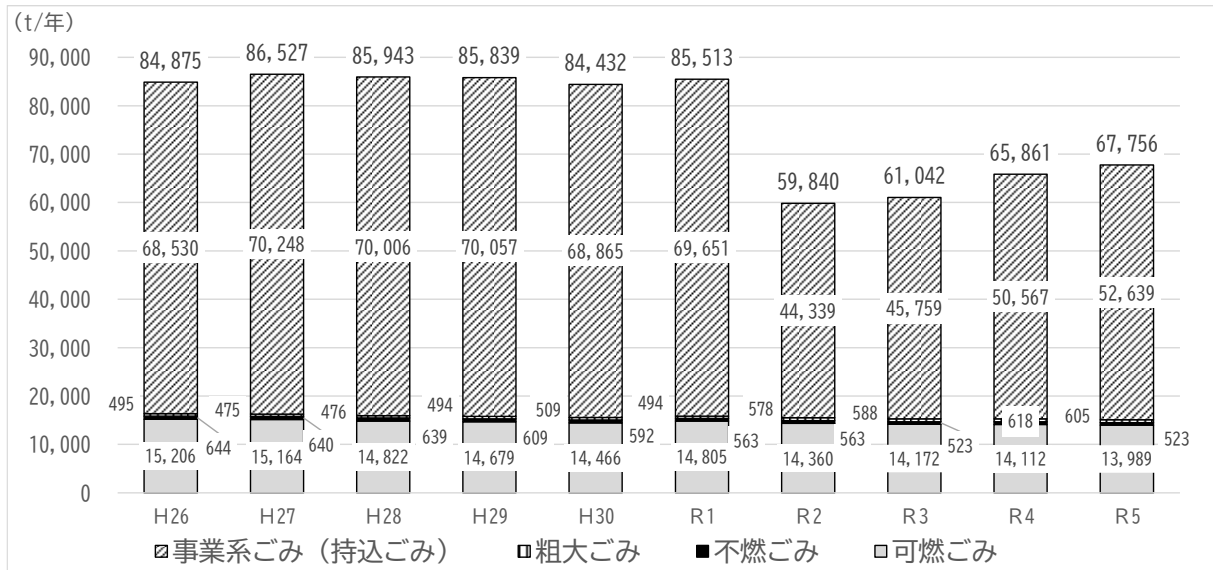


図2-2 種類別排出量の推移

次に、過去 10 年間の家庭系ごみの排出量の実績を図 2-3 に示します。

家庭系ごみ排出量は、増加傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるリモートワークや巣ごもりの影響で令和2(2020)年度以降は排出量が 9,000t/年を超える状況となっています。

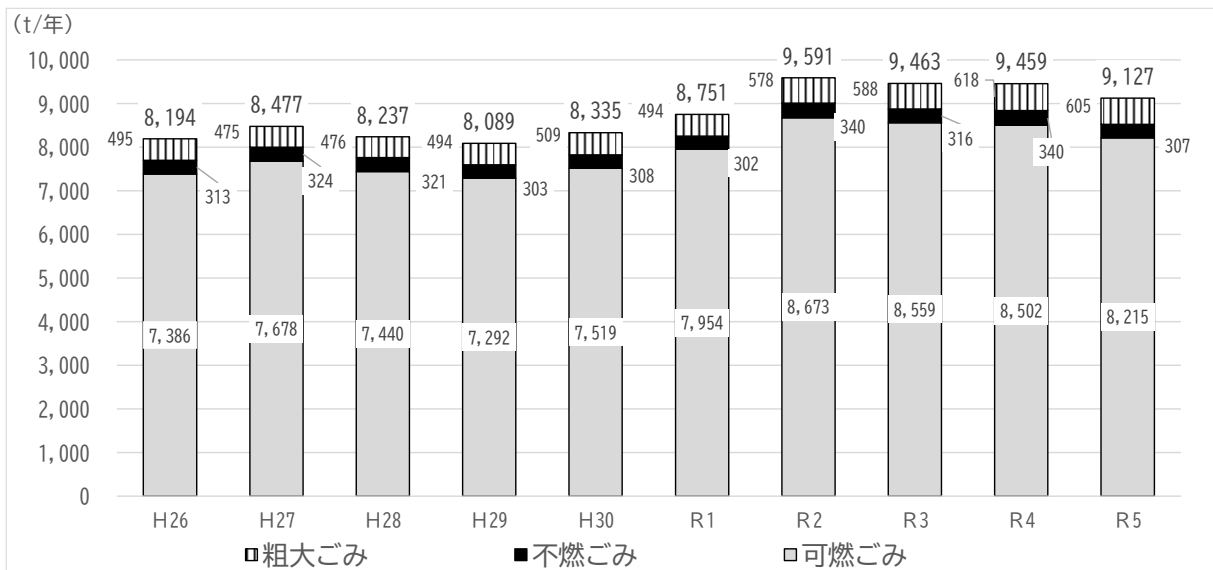


図2-3 家庭系ごみ排出量の推移

次に、過去 10 年間の事業系ごみの排出量の実績を図 2-4 に示します。

千代田区においては、事業系ごみのごみ排出量の約 90% 近くを占めており、事業系ごみの増減が区全体の排出量に大きく影響してきます。年間の事業系ごみ排出量は、令和元(2019)年度までは横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2(2020).3(2021)年度に大きく減少しています。その後は徐々に増加傾向に転じていますが、まだ在宅勤務を実施している事業所も多かった影響等もあり、令和5(2023)年度の事業系ごみは約 5.9 万トンで令和元(2019)年度の約 7.7 万トンよりはかなり少ない状況となっています。

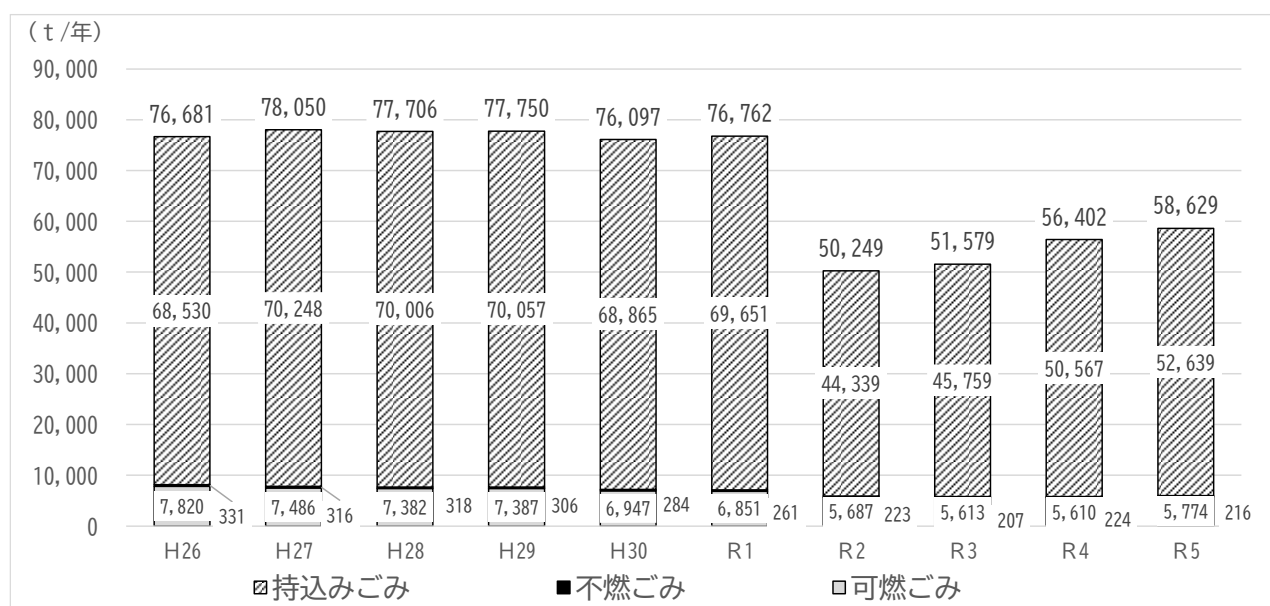


図2-4 事業系ごみ排出量の推移

3. 大規模建築物におけるごみ発生量・再生利用等に関する特性

千代田区における、大規模建築物※におけるごみ発生量・再生利用・再生利用率の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度に発生量・再生利用量ともに大幅に減少しましたが、その後発生量は徐々に増加傾向で推移してきていますが、再生利用量は発生量ほど増加しておらず、再生利用率は減少傾向で推移しています。

※大規模建築物におけるごみ発生量・再生利用量とは、延べ床面積 1,000 平方メートル以上の事業用大規模建築物の所有者(令和4年度で 1,875 事業者)に対し、条例第 14 条に基づいた事業用大規模建築物所有者等の義務として、再利用計画書の提出を義務付けており、その集計結果に基づく発生量・再生利用量のことである。

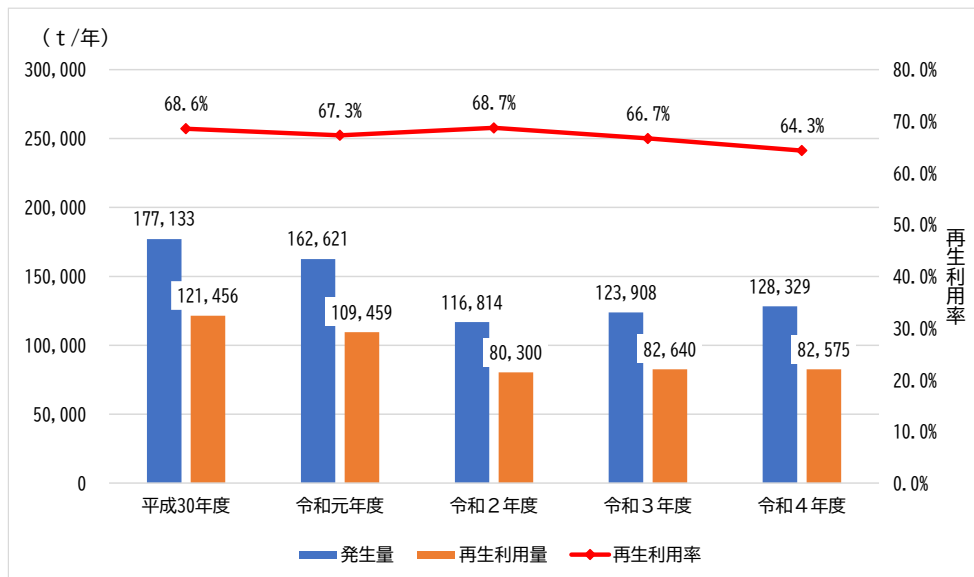


図3-1 過去5年の大規模建築物におけるごみ発生量・再利用率・再生利用率の推移

4.令和4(2022)年度のごみ排出量の詳細

(1)区全体のごみ量の内訳

令和4(2022)年度の区全体のごみ量は154,700tとなっています。内訳をみると、事業系資源が82,962tと最も多く、持込(50,567t)、事業系可燃ごみ(5,610t)を合わせると139,139tとなり、事業系のごみが区全体の約9割を占めています。(図4-1)

また、事業用大規模建築物のごみ処分量は45,754tであり、この全てが持込ごみとして東京二十三区清掃一部事務組合の焼却施設に持ち込まれるものではないが、大部分が持込ごみとなることが想定される。よって、持込ごみの多くは事業用大規模建築物から排出されるごみと考えられます。

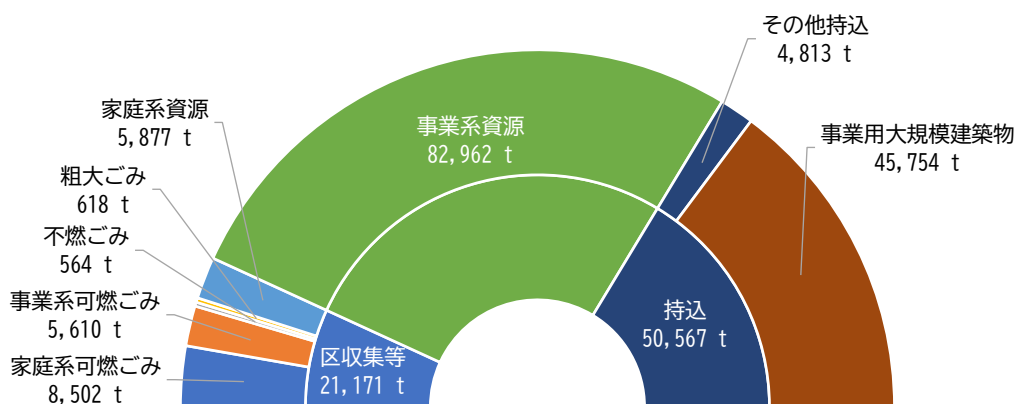


図4-1 令和4(2022)年度のごみ排出構造

ごみと資源別にみると、千代田区の可燃ごみは民間で収集する割合が78%を占めています。(区収14,112t、民収50,567t)また、区内の民間収集する可燃ごみ50,567tのうち、1875事業者で42,247t(84%)を占めています。

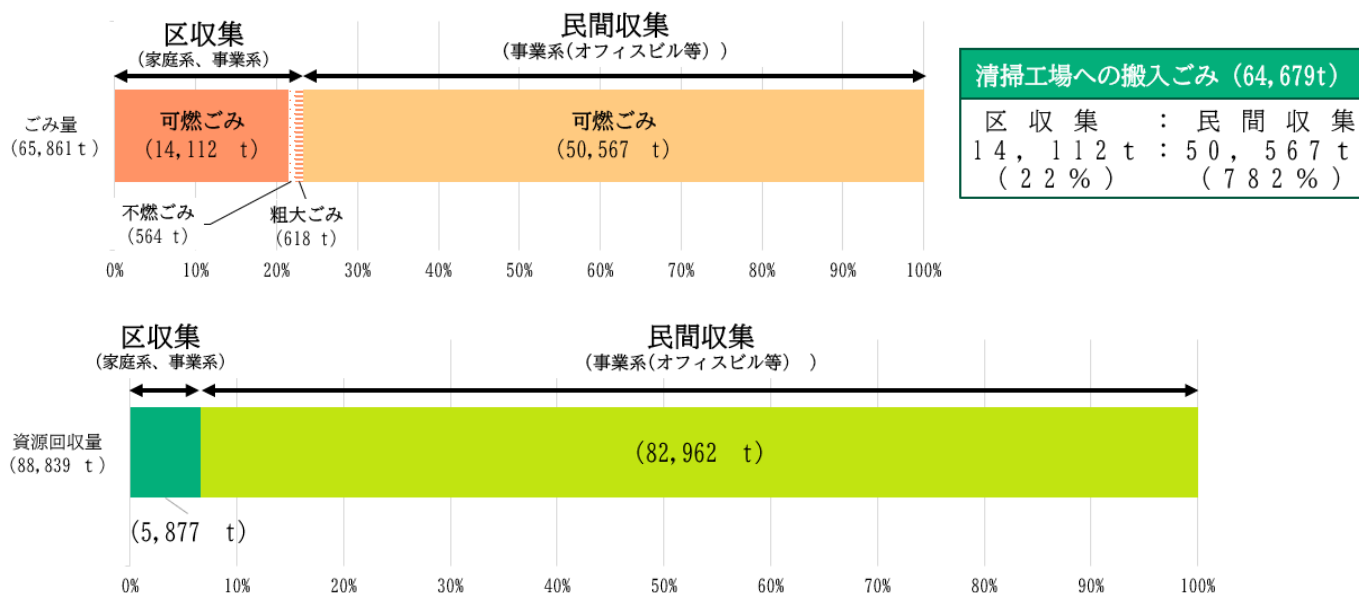


図4-2 令和4(2022)年度のごみ・資源別の排出構造

(2)事業用大規模建築物の処理量の内訳

令和4(2022)年度に事業用大規模建築物から排出された処理量の合計は45,754tであり、そのごみの種類別の内訳をみると、紙類が27,913tと最も多く、次いで厨芥が13,322tであり、この2種類で全体の約9割を占めています。(図4-3)

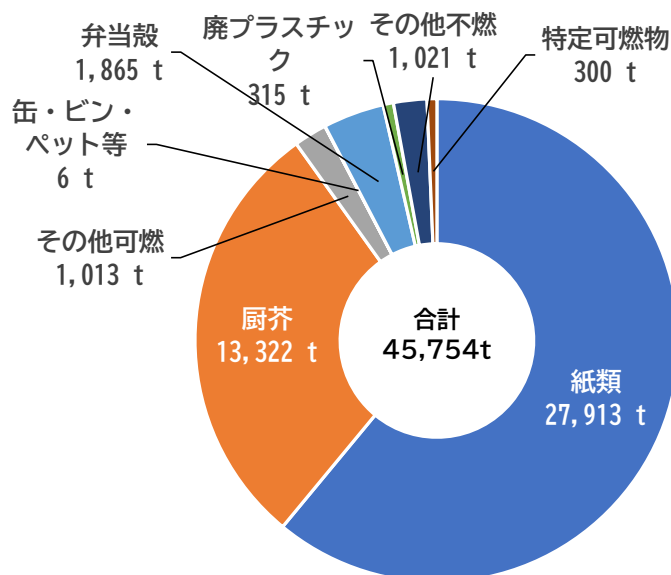


図4-3 事業用大規模建築物処理量の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

また、建築物の種類別の内訳をみると、オフィスビルが29,941tと最も多く、次いでホテル・結婚式場が7,729tであり、この2種類で全体の約8割を占めています。(図4-4)

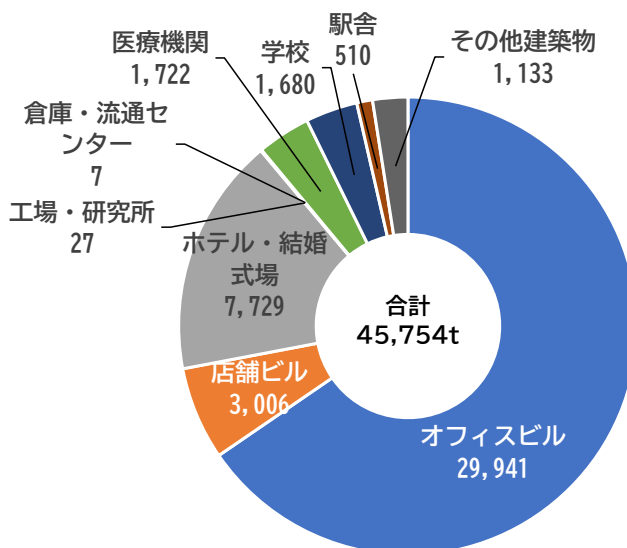


図4-4 事業用大規模建築物処理量の内訳(建築物の種類別)【令和4(2022)年度】

このようなことから、オフィスビルやホテル・結婚式場を中心に、紙類や厨芥の減量化及び資源化を進めていくことで、区全体の処理量が大きく減量することが期待できます。

次にオフィスビルとホテル・結婚式場の処理量の種類別内訳(図 4-5)をみると、オフィスビルにおいては、紙類の占める割合が非常に多く、オフィスビル全体の約7割を占めています。紙類の処分量の大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっており、主にシュレッダーしたものや雑紙が考えられます。その他厨芥類も 7,707tと比較的多く処分されており、これはオフィスビルにテナントとして入居する飲食店からの排出が主なものとして考えられます。

ホテル・結婚式場においては、紙類と厨芥類で9割を占めている状況になっており、紙類はオフィスビルと同様に大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっています。

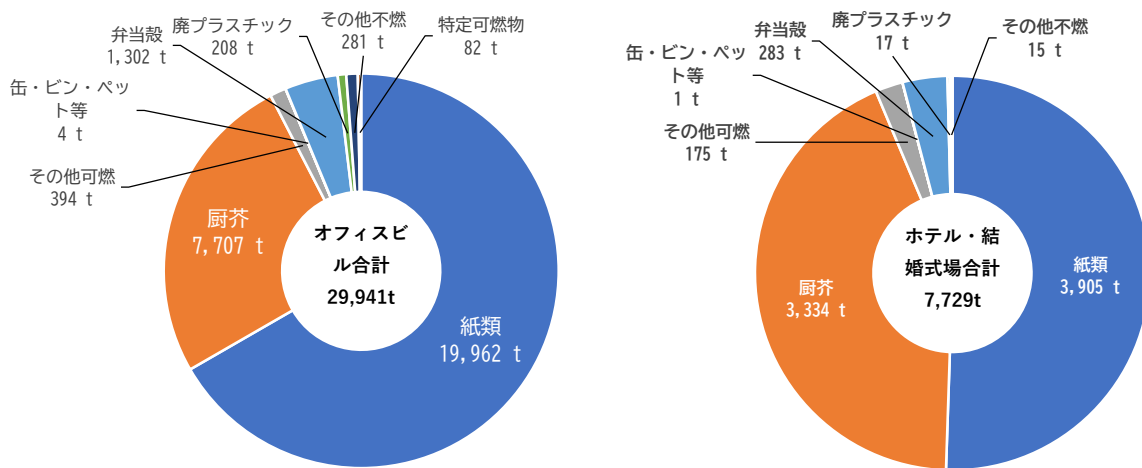


図4-5 オフィスビル及びホテル・結婚式場の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

(3)事業用大規模建築物の課題

(2)で分析した通り、オフィスビルとホテル・結婚式場で焼却処理されている紙ごみが 23,867t、厨芥ごみが 11,041tで計 34,908tとなります。これは区の持込ごみ全体(50,567t)の約7割に相当し、3割減量化・資源化するだけでも区全体で約 10,000tの削減に繋がります。

5.現計画の達成状況

(1)数値目標の達成状況

現計画の目標値と実績の比較結果を図 5-1.2.3 に示します。

ごみの削減目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの大幅な減少により令和3(2021)年度時点では長期目標値は達成している状況ですが、施策等の影響でどこまで削減できているかは不透明な状況となっています。また、令和3(2021)年度以降は増加に転じており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、令和7(2025)年度の長期目標に向けては今一度施策等の見直しが必要になってくることが考えられます。

資源化目標に関しては、資源化率は横ばいで推移しており、中間目標値の 65.0%を達成していない状況となっています。

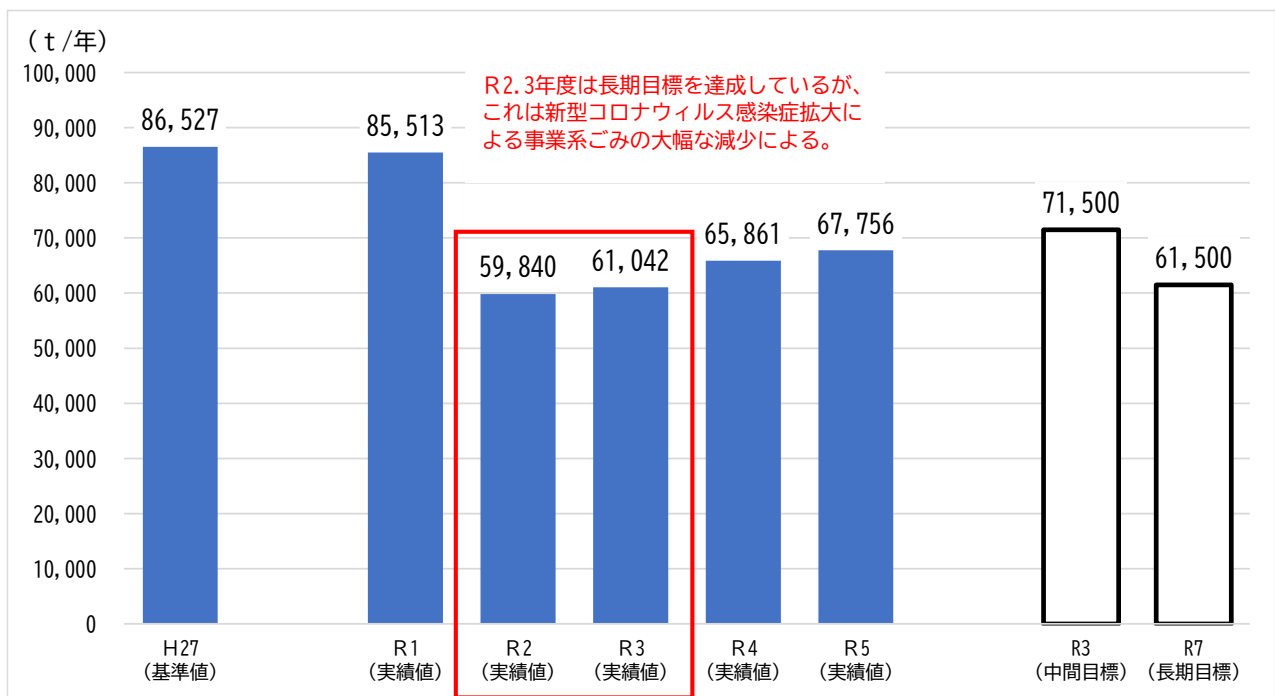


図 5-1 ごみの削減目標の達成状況

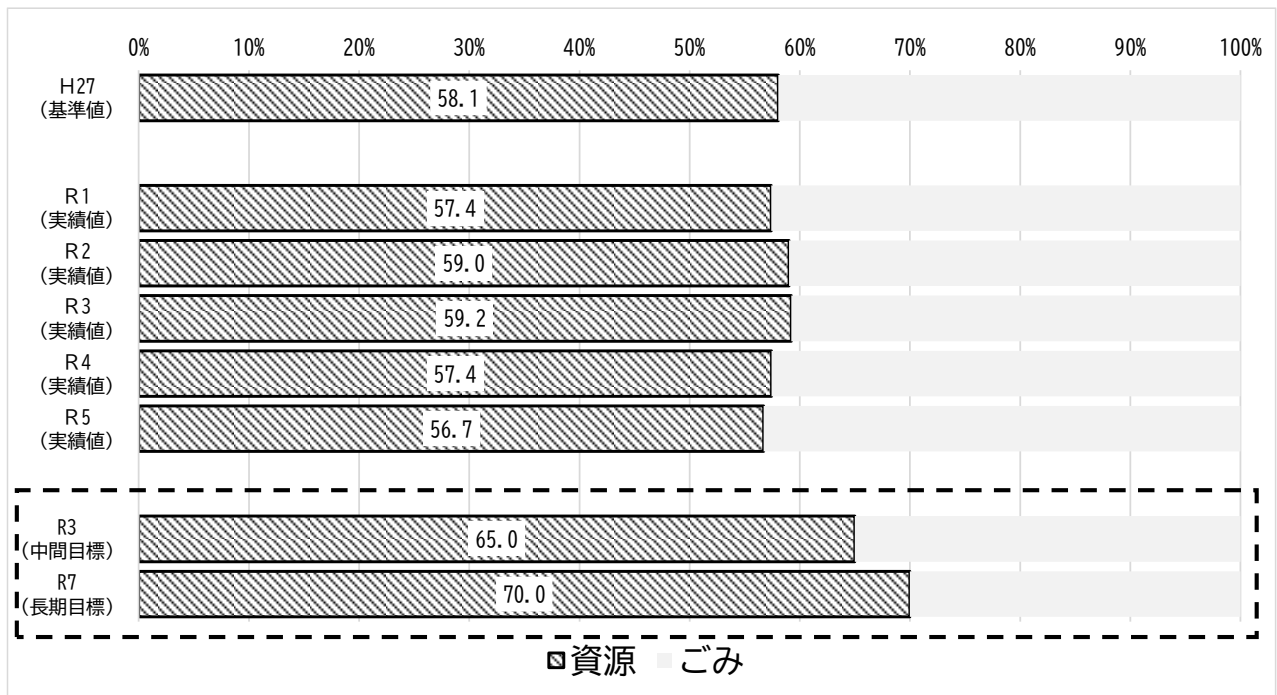


図 5-2 資源化目標の達成状況

また、区民一人一日あたりの排出量(資源除く)の目標に関しては、令和元(2019)年度には366g/人・日と中間目標値を達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度に大きく増加しました。しかしその後は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は364g/人・日となり、中間目標の368g/人・日を達成しています。

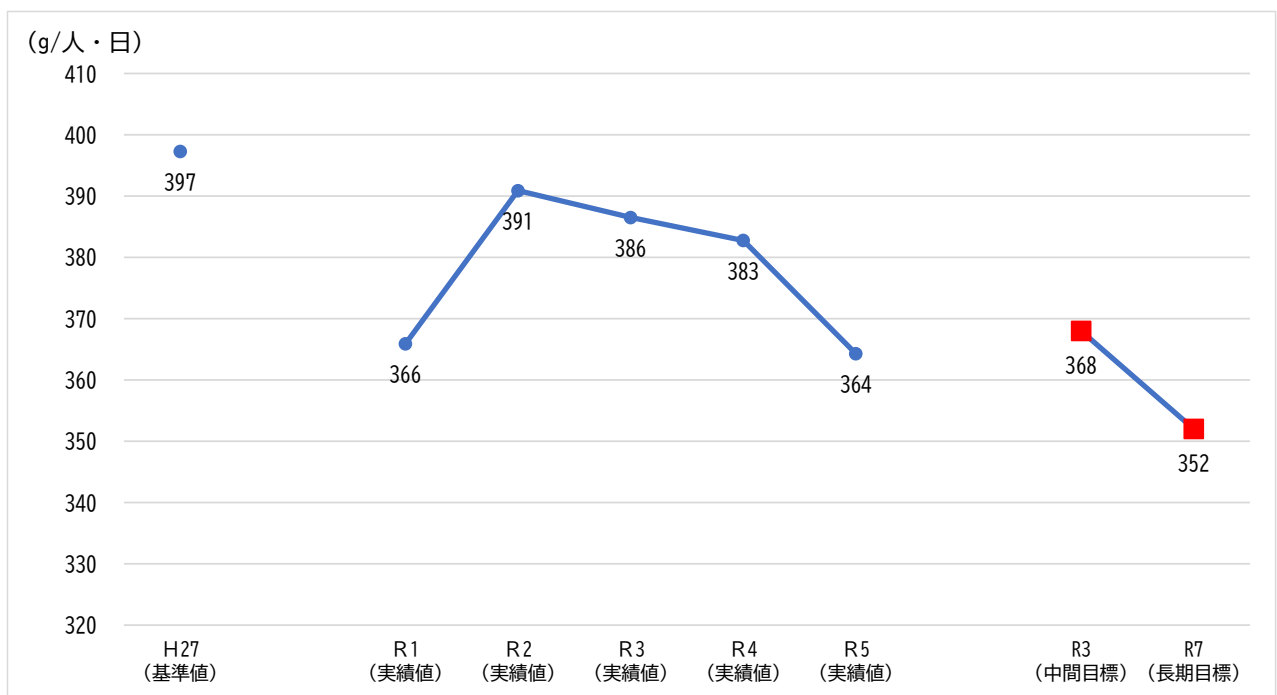


図 5-3 区民一人一日あたり排出量(資源除く)の削減目標の達成状況

6.課題

平成 29(2017)年度以降、第4次計画の「区の特性を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していきます」という基本理念に基づき、区民・事業者・行政の緊密な連携をベースに様々な施策に取り組んできましたが、以下の課題が残されています。

(1)家庭系ごみ

家庭ごみの排出量は、近年、人口が増加しているにもかかわらず横ばいで推移してきましたが、令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響により増加し、その後は高止まりしていることが課題となっています。また、令和 5(2023)年度の人口推計では、2065 年まで人口が一貫して増加することが見込まれており、集合住宅の増加や、言葉の壁や文化の違いから分別方法を理解しにくい外国人の増加も予測されており、これらに対する対応が課題となっています。

(2)食品ロス

日本の食品ロスの状況(令和3(2021)年度)【農林水産省】によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが1日あたり約 114g(茶碗約 1 杯のご飯の量に近い量)含まれていると言われています。食品ロスについては、持続可能な開発目標(SDGs)や令和元(2019)年度に策定された食品リサイクル法に基づく基本方向等において、食品ロスを令和12年度までに平成12年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元(2019)年度10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本区では、啓発やフードドライブ活動など、様々な食品ロス削減を推進する施策を実施し、令和5(2023)年度に「千代田区食品ロス削減推進計画」を策定しましたが、今後も、引き続き効果的な施策を引き続き講じることが求められています。

さらに、都市部における生ごみのリサイクルや分別回収システムの導入は事業者によって一部実施されていますが、区全体では進展が見られないことが課題です。食品ロスに関する情報提供方法の改善や効果的な啓発手段の導入も、重要な課題として挙げられます。

また、事業系食品ロス削減のためには、具体的な取り組みを事業者に促すことが必要であり、食品ロス削減の経済的メリットや社会的価値を明確に示し、事業者の協力を得ることが課題です。

(3)事業系ごみ

本区は、昼夜人口比率が1,000%を超える高い比率となっており、ごみの排出量も全体量に占める事業系ごみは90%近くを占めています。よって、事業系ごみを削減することが、区全体のごみ量減少に大きく貢献します。令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で事業系ごみは大幅に減少しましたが、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルスが5類に移行し、正常な経済状態に戻っており、徐々にごみ排出量も増加してきています。

本区では、大企業が約7割を占めることから、事業用大規模建築物に対する指導の強化が求められています。また、中小規模の事業所に対しても、排出抑制や分別に向けた効果的な施策の検討が必要です。

具体的には、事業系ごみの分別促進と収集体制の改善が急務となっていますが、事業者が適切にごみを分別できるようにするための啓発活動や支援体制の強化が不十分であることが課題です。また、紙ごみの再生利用率向上に向けた取り組みも進展が見られず、事業所の再生利用状況の把握や再生利用計画書の提出が徹底されていない現状が課題として挙げられます。これらの課題に対して、効果的な対策を講じる必要があります。

(4)大規模建築物

本区の大規模建築物における再生利用率は、年々減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響も一因と考えられますが、今後の経済状況の回復に伴い、ごみの発生量が増加する懸念があり、このままでは、再生利用率のさらなる低下が懸念されます。

再生利用率を向上させるためには、まず発生量が多い紙類と厨芥類に焦点を当てる必要があります。特に、比較的再生利用が進めやすい紙類に関しては、指導を含めた施策を積極的に実施することが求められます。また、再生利用率が低い厨芥類についても、食品ロス削減の観点を取り入れながら、メタン発酵や堆肥化などの新たな再生利用方法を検討することが課題です。

これらの取り組みを通じて、再生利用率の向上を目指す必要がありますが、これには効果的な施策の策定と実施が急務となっています。

(5)インバウンドへの対応

本区は、外国人観光客に人気のある秋葉原を抱えています。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で本区を訪れる外国人観光客は減少していましたが、本年度以降はまた増加傾向にあり、最近の秋葉原地域は外国人観光客で溢れています。そこで問題となってくるのが、ごみのポイ捨て等マナーの問題です。今後、外国人観光客の増加が予測される中、これらのマナー問題に対応するためには、ごみ箱の設置や処理費用の確保といった課題を解決するための施策が求められています。

(6)区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発

区民や事業所への分かりやすい情報提供が重要であり、特に、楽しみながら取り組めるゼロエミッション活動の導入や、多様な情報発信手段を活用した広報活動の強化が課題です。具体的な数値目標や分かりやすい指標を提示することで、区民や事業者の理解と協力を得やすくし、ごみ削減と資源循環型社会の形成を推進する必要があります。これには、効果的なコミュニケーション戦略と、区民や事業者が積極的に参加できる仕組み作りが求められています。

第3章 基本方針と目標値

1. 目指す都市像(基本理念)と基本方針

千代田区の現状や近年の社会情勢を踏まえ、次期計画の方向性としては、地域の特性を活かしながら、脱炭素化やサーキュラーエコノミー(循環経済)の推進を通じて、環境負荷を最小限に抑えた持続可能な都市を目指すことが求められます。そのために、区民・事業者・行政が一体となって協力し、資源の効率的な利用と再生を図り、次世代に豊かな環境を引き継ぐための取り組みが必要です。

千代田区廃棄物処理基本計画では、第1次計画から、製品の生産、消費、廃棄、処分に至るすべての過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携(パートナーシップ)による取り組みを進め、地球環境への負荷の少ない「資源循環型都市千代田」を構築することを目指してきており、次期計画でも本質的な理念は変わらないことから、目指す都市像(基本理念)を下記の通り継承することとします。

区の特徴を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していきます

また、基本理念に基づき、現況の課題や新たな視点を加えた4つの基本方針を掲げます。

方針1

サーキュラーエコノミーの推進と資源循環型社会の実現

ごみの発生そのものを抑制し、サーキュラーエコノミーを推進することで、資源循環型社会の形成を目指します。家庭系ごみや事業系ごみの発生抑制を図るため、区民や事業者に向けた分かりやすい情報提供や啓発活動を強化し、具体的な数値目標を設定して、全体としてのごみ削減を推進します。また、ゼロエミッション活動の導入により、楽しみながら取り組める環境を整備し、区全体で資源の循環利用を推進します。

方針2

再生利用の促進と食品ロス削減の徹底

排出されたごみの再生利用を最大限に促進し、サーキュラーエコノミーの実現を目指します。特に紙類と厨芥類の再生利用率の向上を目指し、区内のフードドライブ活動や生ごみの資源化を推進します。食品ロス削減と資源の再生利用を両立させるため、DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用して、ごみの分別・回収・再利用のシステムを高度化し、効率的な再生利用を実現します。

方針3

千代田区ならではの都市環境管理の強化

千代田区ならではの特性を生かした都市環境管理を強化し、大規模建築物や観光地におけるごみの管理を徹底します。紙類や厨芥類の再生利用促進策の実施、適切なごみ分別の支援体制整備、そして観光客への適切なごみ処理マナーの啓発を通じて、区全体で持続可能な環境を維持します。DXを活用し、都市環境管理の効率化と住民・事業者の協力を促進します。

方針4

2050年ゼロカーボン達成に向けたごみゼロ社会の実現

千代田区は2021年11月に「千代田区気候非常事態宣言」を表明し、2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げています。サーキュラーエコノミーと3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を通じて、一次資源の使用減少やエネルギーの削減を図り、脱炭素社会の実現に貢献します。また、生物多様性の保全(ネーチャーポジティブの実現)を目指し、ごみゼロ社会(ゼロ・ウェイスト)の実現に向けた施策を講じます。

2.目標値

(1)潜在排出量の推計

本計画の目標値を設定するにあたり、第2章で示した人口・世帯数の推移や社会経済情勢の変化等を踏まえ、潜在排出量を推計しました。潜在排出量とは、現在実施している施策を維持した場合における区民・事業者から排出される可能性のあるごみ・資源の発生量の合計です。

令和5年度までの本区の排出量を基に潜在排出量を算出すると、人口の増加及びコロナ禍からの回復もあり、増加傾向で推移することが考えられます。

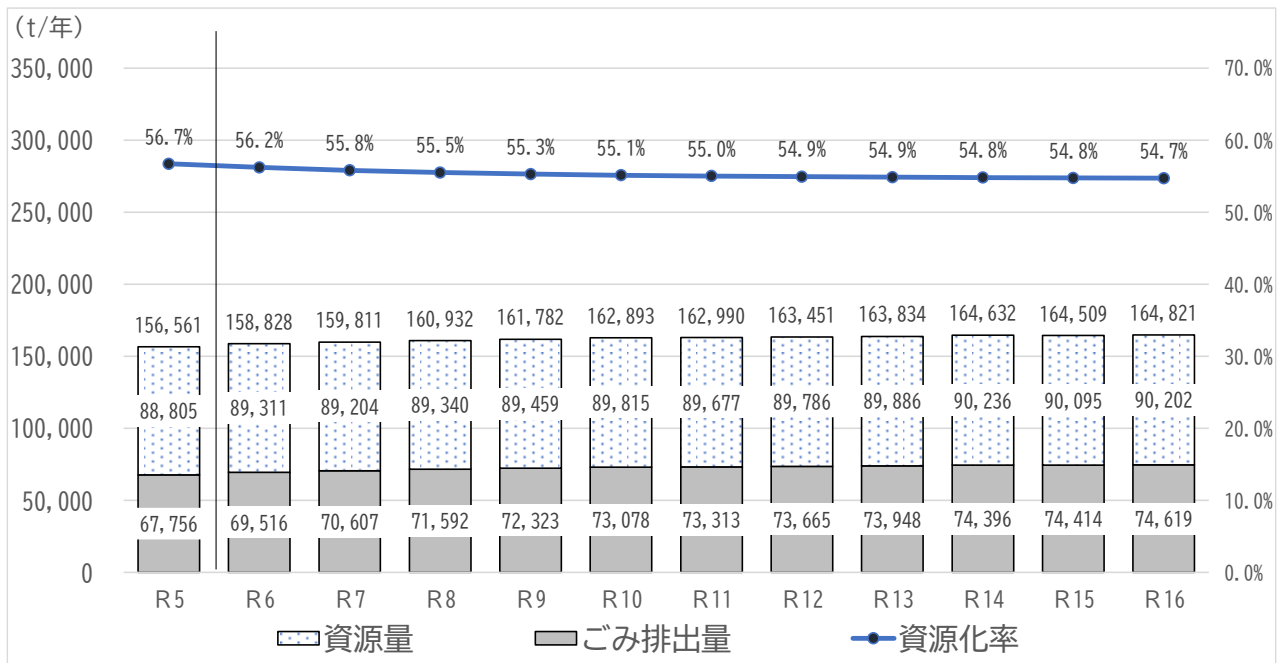


図 5-3 将来のごみ・資源の潜在排出量(令和5年度基準)

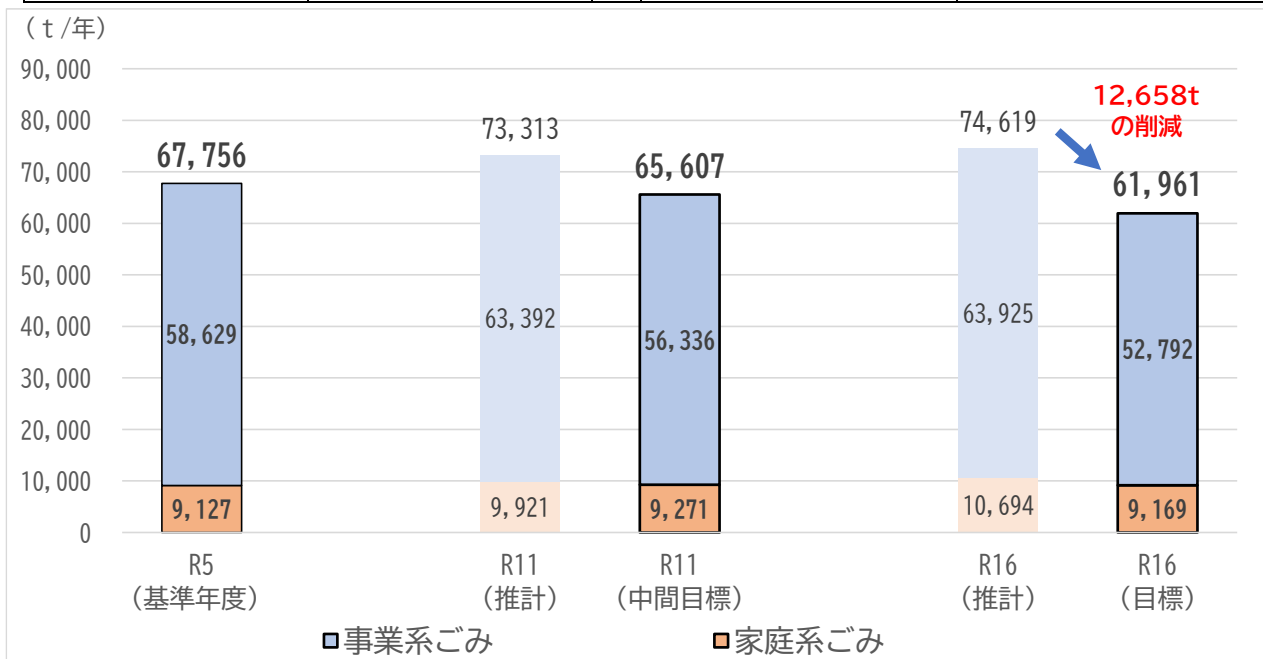
(2)目標値

潜在排出量に対し、品目別の発生抑制率と資源分別率を設定し、令和11(2029)年度と令和16(2034)年度の目標値を以下のとおり示します。

【ごみ排出量】

今後は、千代田区の人口は増加することが予測されていますが、令和5年度に策定した「千代田区食品ロス削減計画」に基づく食品ロスの削減目標に加え、紙ごみの資源化、使い捨てプラスチック等の発生抑制の取り組み等を進めることにより、ごみ排出量の削減に努め、令和11(2029)年度に65,607トン、令和16(2034)年度に61,961トンを目指します。

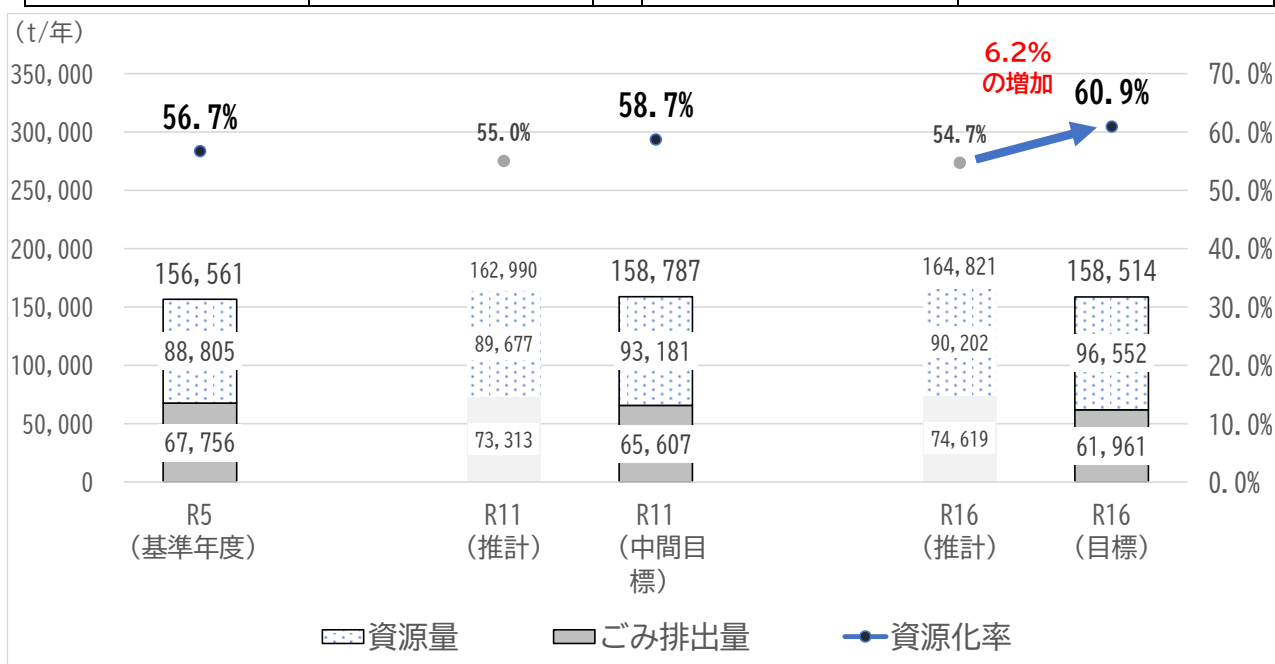
	基準年度	目標値	
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度	令和16(2034)年度
ごみ排出量	67,756t	65,607t	61,961t
家庭系ごみ	9,127t	9,271t	9,169t
事業系ごみ	58,629t	56,336t	52,792t



【資源化率】

事業系及び家庭系の紙ごみの資源化、家庭系の可燃ごみに含まれる廃プラの分別資源化等の取り組みを進めることにより、資源化率の向上に努め、令和11(2029)年度に 58.7%、令和16(2034)年度に 60.9%を目指します。

	基準年度	目標値	
	令和5(2023)年度	令和11(2029)年度	令和16(2034)年度
資源化率	56.7%	58.7%	60.9%



【発生抑制率・資源分別率】

以下の発生抑制率・資源分別率を家庭系・事業系別、品目別に設定し、目標値に向けた取り組みを進めていきます。

	事業系	家庭系																		
食品ロス	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく目標値で設定 <table> <tr> <th>令和4年度</th><th>令和12年度 (食ロス計画)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>11,690t</td><td>9,660t</td><td>8,645t</td></tr> </table>	令和4年度	令和12年度 (食ロス計画)	令和16年度 (目標年度)	11,690t	9,660t	8,645t	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく目標値で設定 <table> <tr> <th>令和4年度</th><th>令和12年度 (食ロス計画)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>520t</td><td>430t</td><td>385t</td></tr> </table>	令和4年度	令和12年度 (食ロス計画)	令和16年度 (目標年度)	520t	430t	385t						
令和4年度	令和12年度 (食ロス計画)	令和16年度 (目標年度)																		
11,690t	9,660t	8,645t																		
令和4年度	令和12年度 (食ロス計画)	令和16年度 (目標年度)																		
520t	430t	385t																		
紙ごみ	【資源分別】 ・持込ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5年度 (基準年度)</th><th>令和11年度 (中間目標)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>60.1%</td><td>54.6%</td><td>50.0%</td></tr> </table>	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)	60.1%	54.6%	50.0%	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5年度 (基準年度)</th><th>令和11年度 (中間目標)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>17.6%</td><td>15.0%</td><td>10.0%</td></tr> </table>	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)	17.6%	15.0%	10.0%						
令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)																		
60.1%	54.6%	50.0%																		
令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)																		
17.6%	15.0%	10.0%																		
廃プラ	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減による廃プラ全般の削減率 <table> <tr> <th>令和5年度 (基準年度)</th><th>令和11年度 (中間目標)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>5.5%削減</td><td>10.0%削減</td></tr> </table>	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)	-	5.5%削減	10.0%削減	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減による廃プラ全般の削減率 <table> <tr> <th>令和5年度 (基準年度)</th><th>令和11年度 (中間目標)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>5.5%削減</td><td>10.0%削減</td></tr> </table> 【資源分別】 ・可燃ごみへの廃プラの混入率 <table> <tr> <th>令和5年度 (基準年度)</th><th>令和11年度 (中間目標)</th><th>令和16年度 (目標年度)</th></tr> <tr> <td>10.7%</td><td>7.6%</td><td>5.0%</td></tr> </table>	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)	-	5.5%削減	10.0%削減	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)	10.7%	7.6%	5.0%
令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)																		
-	5.5%削減	10.0%削減																		
令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)																		
-	5.5%削減	10.0%削減																		
令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標年度)																		
10.7%	7.6%	5.0%																		

第4章 「資源循環型都市千代田」実現のための施策展開

1. 施策体系

現計画の施策体系(目標達成に向けた取り組み)では、4つの大項目(「ごみの発生抑制」「事業系ごみの削減」「資源循環型社会の形成・推進」「環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実」)による施策体系としていました。しかし、千代田区における大きな課題は3つに分けられると考えます。まず1つ目は、今後も人口増加が予測される家庭系ごみへの課題、2つ目は千代田区のごみの9割以上を占めている事業系ごみの課題、そして最後の3つ目は、千代田区内での企業・学校・区民・行政間の連携や広報・啓発活動の不足による課題があります。このようなことから、前計画の項目を統合し、3つの大項目に集約します。

また、第2章4で記載したように、本区のごみ排出量の9割が事業系ごみで占めており、その中でも紙ごみと食品廃棄物が多く、排出量削減及び資源化率増加のためにはその部分を重点的に取り組んでいく必要があります。

そこで、施策体系としては、3つの施策を以下のように示します。

施策	項目
1. ごみの発生抑制と再利用の促進	(1)千代田区型ライフスタイルの提案
	(2)不用品の有効活用の促進
	(3)ごみ収集作業の環境配慮とDX化の促進
	(4)家庭ごみの減量化の促進
	(5)プラスチック類の分別指導の強化
	(6)紙類の分別指導の強化
	(7)その他の資源回収
	(8)リサイクルの推進
2. 事業系ごみの削減	(1)事業用大規模建築物等における発生抑制の促進
	(2)区が収集する事業系ごみの適正化
	(3)一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言
	(4)事業系食品廃棄物ゼロを目指す取組【重点施策】
	(5)小規模事業者への対応

	(6)生産・流通・販売段階での発生抑制の促進
	(7)事業系の紙ごみ削減の推進【重点施策】
3.協働による持続可能な循環型社会の実現	(1)地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進
	(2)新たな都市型環境コミュニティの形成
	(3)リユース型地域循環構想の普及・啓発
	(4)環境学習・環境啓発の充実
	(5)区民ニーズに相応したサービス展開
	(6)不適正排出対策

2.1 ごみの発生抑制と再利用の促進

(1)千代田区型ライフスタイルの提案

1. 消費段階での発生抑制の促進 【継続】

すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなどの消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業者に協力を求めています。

2. リユース食器の利用促進 【拡充】

一度使ったら捨ててしまう紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りなどの各種イベントに対して、区が貸し出しを行っているリユース食器を拡充し、利用促進を図ります。

3. 食品ロス削減 【継続】

令和6年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。

4. レジ袋の削減、マイバッグの推進 【継続】

消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。また、自主的にレジ袋削減に取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取り組みを紹介していきます。

5. リペアの推進 【新規】

今までごみとして廃棄していたものを修理・修繕等すれば再び利用することでごみの排出を抑えるため、修理・修繕取扱店一覧などホームページ等で区民に情報を提供し、リペア(修理)を推進します。

6. 千代田エコシステム（CES）の推進 【継続】

「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、千代田区が独自に構築した環境マネジメントシステム千代田エコシステム(CES)を CES 推進協議会と連携して、推進していきます。

(2)不用品の有効活用の促進

7.粗大ごみの有効活用 【継続】

粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、情報の収集・発信などの取り組みをさらに推進していきます。

8.フリーマーケットの支援 【継続】

フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。

9.リサイクルセンターの機能更新の検討 【新規】

現在、区民のごみ減量とリサイクル活動の施設として、「リサイクルセンター鎌倉橋」を開設していますが、清掃事業所の機能更新に合わせてこの施設を①中古品・不用品の修理・再生の場としての機能、②再生品の展示・提供の場としての機能、③環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能、④集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能と4つの機能に特化し、区の情報発信基地として再整備を行います。

10.民間団体等との連携 【継続】

千代田区内でごみ関連で活躍している NPO 団体やボランティア団体などとも、さらに連携していきます。

(3)ごみ収集作業の環境配慮とDX化の促進

11.環境配慮型清掃車両の導入促進 【継続】

ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量の CO₂が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハイブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等に当たっては、ZEV車を始め、更新時点で最も環境性能に優れた車両の導入を図ります。

12.ごみ収集のDX化の促進 【新規】

ごみ収集のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を推進するため、収集作業の効率化等も含めた働き方改革に向けたシステムの導入や、ごみの後出し防止や不法投棄対策にもなる、ごみ集積場の可視化を目的としたごみ収集の見える化システム等様々な可能性を検討し、DX化を促進します。

(4)家庭ごみの減量化の促進

13. 収集手数料有料化の検討 【継続】

ごみ収集手数料の有料化は、区民がごみになる製品を購入しないように意識を変えるきっかけとなり、製品を大切に長く使う発生抑制行動を促進します。また、資源の積極的な回収を推進し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組む人々との間の不公平感を解消する有力な手段でもあります。しかし、特別区では未だ実施しておらず、全体での統一的な導入が求められるため、各区でのタイミングや対応が異なると、混乱を引き起こす恐れがあります。そのため、全区での協議と調整を行い、住民への丁寧な説明や移行準備が必要となります。まずは、集積所での収集から戸別収集への移行を検討し、他自治体の取り組みも参考にしつつ、導入後のごみ削減に向けたシナリオを策定しながら、収集手数料の有料化に向けて検討していきます。

14. ごみ処理コストの見える化 【継続】

ごみ処理や資源化にかかる経費を「見える化」し、その経費を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排出・分別による資源化を徹底することで、さらなるごみの減量の促進を図ります。

15. マンション等におけるごみ減量指導の徹底 【継続】

千代田区では、区民の約 8 割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等で対応していくとともに、状況が改善しないのであれば、罰則等も含めた制度も検討していきます。

16. マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】

区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。また、取り組みや活動状況を PR するとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。

(5)プラスチック類の分別指導の強化

17. プラスチックの循環システム 【新規】

プラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能なプラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすく PR するとともに、さらなる分別指導を強化していきます。また、使い捨てプラスチック容器削減のために、リユース容器を使用しチェーン店や同業店で返却することや紙製に変更しチェーン店や同業店には回収ボックスを設置する等の仕組みづくりに向けて取り組みます。

(6)紙類の分別指導の強化

18. 紙類の分別・資源回収 【拡充】

紙類に関しても、プラスチック類と同様に、資源として回収できる紙類が可燃ごみに混入している割合が多くなっています。可燃ごみに混入している紙類は、雑がみが多いと思われるが、雑がみがリサイクルできるという情報がまだまだ区民に浸透していないことが伺えます。そこで、雑がみが資源であると認識してもらうため、「雑がみ袋」等を作成し、区民に配布する等、雑がみの分別行動を習慣づける取り組みについて検討します。

(7)その他の資源回収

19. 古着の資源回収の拡大 【新規】

令和5年4月より、区のストックヤードにて古着(古布)の拠点回収が始まりましたが、現状燃やすごみで排出されていることが多いため、古着の資源回収・リユースをより拡大するため、区民のニーズや現状の拠点回収の実績を踏まえ、回収方法やリユースの仕組みづくりに取り組みます。また、今後、大丸有で毎年秋に実施している PASSTO の取組との連携を検討します。

20. 蛍光管の資源回収 【拡充】

有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光管を適正に処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して実施します。今後は、ヒ素等が使用されている LED 電球の回収などについても検討していきます。

21. 使用済小型家電の回収 【継続】

小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を促進します。

22. 園芸土の資源回収 【継続】

園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。

23. 不燃物からの有害物を分別 【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光管・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。

24. 不燃物からの資源物を分別 【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれている場合があります。これまで不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用するよう検討します。

(8)リサイクルの推進

25. 生ごみ（厨芥類）のリサイクル 【新規】

燃やすごみの約2割以上を生ごみ(厨芥類)が占めています。現状、区は家庭で処理する生ごみ処理機の購入を助成し、生ごみの削減を推進していますが、都心の生活環境から、堆肥の使い道等も難しいこともあり、今後は堆肥化に限らず、メタンガス化やコムハム菌を使用した消滅化等様々な手法を検討し、実現に向けて取り組んでいきます。

26. 使用済紙おむつのリサイクル 【新規】

今後、高齢化に伴い、使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれます。そこで、今後に向けて、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」を参考に、資源回収やリサイクルの実施の検討を進めます。

3.2 事業系ごみの削減

(1)事業用大規模建築物等における発生抑制の促進

27. 事業用大規模建築物の指導強化 【継続】

床面積 1,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

28. 事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】

事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。区、NPO、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。

29. 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度 【継続】

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや事例集等で優良な取り組みを広めていきます。

30. 廃棄物削減による効果の見える化 【新規】

事業系ごみの削減には、効果を数値化することが有効であり、例えば食品ロスであれば「手前どり」や「フードドライブ」を実施すれば、オフィスであればペーパレス化を実施すればどれほどのコスト削減、CO₂削減が見込めるかを見える化し、事業者の3Rの取組を促進します。

(2)区が収集する事業系ごみの適正化

31. 収集時の指導を強化 【継続】

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。

32. 事業所・商店街における資源化の推進 【継続】

事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロスの削減及び食品残さのリサイクルを促進するように働きかけます。

(3)一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言

33. 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】

事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。

(4)事業系食品廃棄物ゼロを目指す取組【重点施策】

本区の廃棄物の大部分を占める事業系ごみの削減を推進するためには、事業者と行政の協働による取り組みを進めることが重要です。そこで、事業者と区との連携により食品ロス削減のための取り組みを検討・実施していきます。

34. 食品廃棄物の発生抑制 【新規】

レストランでは食べきりメニューの実施、3010 運動、mottECO 普及、食べきり協力店の普及、食品店では TABETE などアプリの活用を呼び掛けます。

35. 事業者と連携した食品ロスの削減 【新規】

食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者等と連携し、実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、食品ロスの削減を図っていきます。

36. 「mottECO 普及推進コンソーシアム」への参加 【新規】

外食やホテル事業者が、食べ残しの削減に取り組んでいる取組に、区としても参加し、中小、個人飲食店の参加の一助となるべく、告知ツールや、FSC 認証紙製の専用の持ち帰り容器等の共同購入の検討、啓発活動を行っていきます。

37. フードシェアリングの推進【新規】

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行う ICT(情報通信技術)を活用したフードシェアリングサービスの活用を啓発していきます。

38. 食品廃棄物の循環システム【継続】

発生抑制の徹底の上で、排出された食品廃棄物は肥料化、飼料化やバイオマス化によりリサイクル100%を目指します。また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。

39. 事業系生ごみ処理機への助成【新規】

事業系ごみの中でも割合が多い食品廃棄物に関して、事業者単独、共同で業務用の生ごみ処理機を設置することで生ごみの削減・リサイクルを図れることから、事業系生ごみ処理機の設置に関しての助成制度を検討します。

40. 商習慣の見直しに向けた検討【新規】

現在、食品スーパー等の小売業者が、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う際に、3分の1ルールという商慣習を適用している場合があり、これにより食品ロスが多く発生していると言われています。そこで、販売期限の延長など商慣習の見直しに向け、情報収集等を進めるとともに、小売店等と連携した新たな仕組み等の検討を進めます。

(5)小規模事業者への対応

41. 小規模事業者の立ち入り指導【継続】

適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。

42. 共同での資源回収システムの構築【新規】

小規模事業者においては、個別では廃棄物の量も少なく、リサイクルするコストが嵩み断念している事業所が多くなっています。そこで、例えば生ごみや段ボール等再資源化できる廃棄物を区がコーディネーターとなり、リサイクル業者・収集業者・商店街等小規模事業者を結ぶシステムの構築を検討します。

(6)生産・流通販売段階での発生抑制の促進

43. 拡大生産者責任の徹底【継続】

生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的整備を行うように、国に求めています。

44. 生産・流通販売段階での取り組み【継続】

生産者・流通事業者等に対し、原材料や資源の調達で、回収・再利用しやすいものを採用するサーキュラー型のサプライチェーンや環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めています。

(7)事業系の紙ごみ削減の推進【重点施策】

紙ごみに関しては、新聞や雑誌、段ボール等のリサイクル率は非常に高くなっていますが、シュレッダーくずや雑がみ等はまだまだ焼却処理されているのが実情です。そこで、事業者と区との連携により紙ごみ削減・リサイクル強化のための取り組みを検討・実施していきます。

45. 事業系古紙回収協力事業所制度の検討【新規】

現状、焼却されている事業系古紙の着実な資源化を進めるために、既存古紙回収業者や古紙リサイクル事業所等の古紙資源化施設へ確実に古紙が流れる制度の検討を行います。具体的には、古紙受入施設の確保や関係事業者との協議を進めていきます。

46. 機密文書処理の支援検討【新規】

多くの事業所ではすでに古紙のリサイクルは実施していますが、一方シュレッダーのリサイクルがあまり進んでいないことが伺えます。要因として機密文書の処理が要因と考えられ、情報セキュリティや処理費用の観点からシュレッダー後焼却処理することが多くなっています。そこで、機密文書を機密文書処理のリサイクル業者に依頼するための支援を検討します。

4.3 協働による持続可能な循環型社会の実現

(1)地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進

47. 地域コミュニティとの協働 【継続】

ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみを排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要です。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化などの取り組みを推進します。

48. マンション等の資源の集団回収の充実 【16の再掲】

(2)新たな都市型環境コミュニティの形成

49. 企業やNPO、大学等との連携と協働 【拡充】

ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業やNPO、大学等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り組みを進めていく必要があります。区は、各主体のごみの発生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。そして、企業、NPO、大学等の連携・協働を図り、各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のごみの減量と資源循環を推進していきます。その一環として、食品ロス削減と脱プラの両立プロジェクトである「mottECO 普及推進コンソーシアム」の取り組みに、区として参加します。

50. 公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり 【継続】

海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、多言語対応の看板設置やピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえたさらなる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。

51. スマートゴミ箱の導入 【新規】

本区には海外からの来街者が多く訪れる秋葉原があります。外国人に対してルールの啓発を行うことはもちろんのことですが、やはりポイ捨ては避けられない状況です。そこで、ゴミ箱の設置場所を戦略的に考え、観光客がゴミを捨てやすい環境を整えることも必要です。その際は、ゴミ箱のオーバーフローを防ぐため、センサーを使ってゴミの量を測定し、職員等に通知する仕組みをもったスマートゴミ箱の導入を検討します。

(3)リユース型地域循環構想の普及・啓発

52. 千代田区にふさわしい循環圏の構築 【継続】

千代田区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD 等を取り扱う店も多数あります。さらに、御茶ノ水楽器街においても、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数あります。千代田区外から神田や秋葉原、御茶ノ水等を訪れ、不要となった品物を売り、他の来街者が中古品を購入していくことが定着しています。また、区内の大学等では、学生間における不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあります。こうしたリユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールしていきます。

53. 都と連携した資源循環施策 【拡充】

区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討する「共同検討会」において、引き続き、検討事項毎の取組内容案や今後の展開の方向性を検討していきます。

(4)環境学習・環境啓発の充実

54. 環境教育等における PR 【継続】

学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用のあり方について、理解と協力を求めます。

55. 地域や学校の情報交流 【継続】

循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集・支援し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

56. イベント等を通じた環境学習の推進 【継続】

ちよだ環境フェア、リサイクル施設見学会、環境講座等を開催し、実体験を通して具体的な行動を習得する機会を増やします。

57. 広報の充実 【拡充】

区広報、ホームページやちよだりサイクル情報紙を活用して、千代田区のごみの現状、分別方法、日常生活や事業活動において取り組める行動などについて、わかりやすい情報を発信するとともに、「ごみ処理コスト見える化」についても、積極的に取り組んでいきます。また、千代田区には多くの外国人が居住しています。「資源とごみの分け方・出し方」冊子は、引き続き外国語(英語・フランス語・中国語・韓国語)にて概要版を作成するとともに、より分かりやすく図による表示等工夫をしていくことで、ごみの減量・資源に関する意識啓発を行っていきます。

また、区内事業者に対しても、ごみ減量による経済効果や温室効果ガス削減効果等の情報を幅広く周知し、事業者の取り組みが促進する啓発に取り組んでいきます。

58. ごみ分別アプリ「分けちよ！」の機能拡充 【拡充】

平成 27 年 8 月からごみ分別アプリ「分けちよ！」を導入しましたが、今後は区からの情報提供の通知や楽しくリサイクルを学べるゲーム、不法投棄などの場所を位置情報とともに区民が区に報告できる「通報機能」の追加等、より機能的なサービスの拡充を検討します。

59. リサイクルセンターの機能更新の検討 【9 の再掲】

60. 環境普及啓発の推進 【継続】

環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、3R や環境に関する普及・啓発を行っていきます。

61. 環境学習・環境教育の推進 【継続】

子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習やイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。また、実際に清掃職員等が講師として登壇し、よりリアリティーのある講義を行い、清掃やごみ問題の意識向上に努めます。

(5)区民ニーズに相応したサービス展開

62. ふれあい収集の充実 【継続】

高齢者のみ、または障害者のみなどで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。

63. CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動 【継続】

環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

64. 広告型給水スポットステーションによる脱ペットボトル 【新規】

ペットボトルごみの削減のため、マイボトルに給水できる給水スポットステーションの区有施設への設置を推進します。給水スポットステーションには区民の意識改革に効果的な広告を掲載して、区民にマイボトルの持参を促します。給水スポットの流量計に記録された給水量をもとに、削減されたペットボトルごみの量と削減 CO2 量を算出し、区民に PR します。

(6)不適正排出対策

65. 不適正排出対策 【継続】

ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない、近隣区からの不法投棄等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。

第5章 適正なごみ処理の推進

1. 収集・運搬計画

計画収集区域は、行政区域全域とします。家庭から排出されるごみの収集・運搬は、ステーション方式を継続しながら直営で進めていきます。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが処理施設に搬入することが原則となりますが、「千代田区有料ごみ処理券」は貼付したものは本市が収集・運搬することとします。ごみの収集・運搬方法を表5-1に示します。

表5-1 ごみの収集方法

分別区分			収集方式（排出場所）				収集回収
			ステーション回収	拠点回収		個別回収	
				集積所	ストックヤード	回収ボックス	
資源	紙類	新聞	○				集積所：週1回
		雑誌	○				
		段ボール	○				
		紙パック	○				
		その他の紙類	○				
	プラスチック		○				
	ペットボトル		○				
	缶		○				
	びん		○				
	廃食用油			○			ストックヤード：常設 ※事業所は不可
	古布（古着）			○			
可燃ごみ			○	○			集積所：週2回
不燃ごみ	不燃ごみ		○				集積所：月2回
	スプレー缶		○				
粗大ごみ						○	申込みにより随時
小型家電製品					○		回収ボックス：常設
蛍光管			○				集積所：月2回
乾電池			○				

(1)分別区分

ごみ及び資源の分別収集は、表5-2に示す分別区分のとおり実施します。

なお、基本計画の進行状況に合わせて、分別区分を変更することがあります。

表5-2 ごみ・資源の分別区分

分別区分			ごみ・資源の種類
資源	紙類	新聞	新聞紙（折込広告・チラシ含む）
		雑誌	雑誌、パンフレット、コピー用紙等
		段ボール	段ボール
		紙パック	５００ｍｌ以上で内側が白色のもの
		その他の紙類	紙袋、包装紙、菓子箱、ティッシュペーパーの箱等
	プラスチック		プラスチック製容器包装、プラスチック製品
	ペットボトル		ペットボトル
	缶		飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
	びん		酢、めんつゆなどのびん、ドリンクびん、調味料のびん
	廃食用油		植物系、動物系
	古布（古着）		古布（衣類）
可燃ごみ			汚れたプラスチック類、ゴム製品、生ごみ、食用油、紙くず、かばん、くつ、紙おむつ、剪定枝等
不燃ごみ	不燃ごみ		金属類・刃物類、陶器、ガラス、電球、蛍光灯類、小型家庭電化製品、資源で回収できないもの
	スプレー缶		ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等
粗大ごみ			布団、じゅうたん、テーブル、タンス、ストーブ、電子レンジ、ステレオ等
小型家電製品			小型家電製品（パソコンは除く）。
蛍光管			蛍光灯等
乾電池			マンガン、ボタン型、小型充電式電池等

(2)排出ルール・分別徹底の指導強化

ごみに混入している資源を円滑に資源化し、ごみを適正に処理するために、広報紙等での普及啓発とともに、ごみの集積所での排出指導を強化し、排出ルールの遵守、ごみ分別の徹底を促進します。分別や排出日が守られない場合には、違反であることを示すシールの貼付と取り残しを行い、ルール違反者への適正排出指導を行います。

(3)効率的な収集運搬体制の整備

中間処理施設がない千代田区にとっては、中間処理施設が立地する他区の生活環境面への影響を最小限に抑えることが強く求められます。区のごみ収集運搬事業については、清掃車両の通行に伴う他区への影響を最小限にとどめるよう、効率的な収集運搬体制を整備します。

(4)災害時の適正処理の確保

令和5年3月に策定した「千代田区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生するごみや仮設トイレのし尿等の収集運搬計画を整備し、災害廃棄物の仮置場についても確保していきます。

また、東京都、他自治体、民間事業者等との協力体制を強固にし、災害時の適正処理について連携していきます。

2.中間処理・最終処分計画

清掃一組での共同処理により経済的、効率的かつ安定的な処理・処分を行います。また、資源化に関しては、リサイクル技術、リサイクルルートを構築している民間事業者を活用し、活性化を図ります。

(1)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理

●共同処理の継続

清掃一組による可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの共同処理を継続し、適正処理を推進します。

●清掃一組への要望

各区が負担する清掃一組の分担金については、各区が排出するごみ量や清掃工場等の処理原価等が反映されることになることから、焼却炉の高効率発電化や搬入時の不適正物検査の徹底を求め、清掃工場等の効率的な運営について働きかけます。

(2)最終処分

中間処理後に発生する焼却残さ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理後に発生する不燃性残さについては、引き続き東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分を行います。しかしながら、現在埋立作業が行われている新海面処分場は23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化の取組を積極的に推進していく必要があります。

(3)資源物の中間処理

資源物については、効率性や経済性を考慮するとともに、優れた処理技術、安定・確実なリサイクルルートをもった民間事業者を活用し、安定した再生利用を継続します。

(4)適正処理困難物への対応

タイヤや消火器など、清掃工場で処理できないごみについては、メーカーや関連する業界団体への引き取りを要請します。また、今後は技術の進歩による新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国や東京都、清掃一組の動向などを踏まえながら分別方法の検討を進めます。

3.区の実施体制の整備

(1)清掃事務所機能の検討

千代田清掃事務所は、昭和 57 年に開設されてから約 40 年が経過しており、建物自体の老朽化が進んでいます。また、三崎中継所も昭和 61 年に開設されており、老朽化が進んでいます。施設の更新にあたって、新たに付加する機能等について、総合的に検討していきます。

(2)執行体制の整備

業務の効率化や区民サービス向上の観点を考慮しながら、清掃事業を円滑に進めるため、職員の適正配置及び育成を行っていきます。

第6章 計画の進行管理

1.推進体制

「資源循環型都市千代田」の実現に向け、重点施策及び3つの基本施策に基づき、各施策を区民・事業者・区が協働に推進していく必要があります。

(1)区民・事業者・区の役割

●区民の役割

- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 再生利用を進めるため、ごみ・資源の分別に取り組むとともに、排出の際のルールやマナーを遵守します。
- ごみの減量・資源化を目的とする集団資源回収などの活動へ積極的に参加します。
- 環境に配慮された製品を購入するなど、日常生活の中で環境負荷の低減に努めます。

●事業者の役割

- 拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の設計から使用後までのライフサイクル全体に配慮した事業活動に努めます。
- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 事業活動に伴うごみについては、事業者自らの責任において適正に処理するとともに、資源化の推進に努めます。

●区の役割

- 区民や事業者に対して、ごみの減量・資源化に関するわかりやすい情報提供や効果的な普及啓発に努めます。
- ごみの減量・資源化が推進される仕組みづくりを進めます。
- 区民や事業者の規範となるよう、率先してごみの減量・資源化の取り組みを実施します。
- 国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけを継続します。

(2)千代田区みらいくる会議の活用

区民、事業者の代表等で構成される本会議において、ごみの減量・3Rを一層推進するための新たな取り組みに関して、協議し、提言を行うなど基本計画の推進を図ります。

(3)一般廃棄物減量等推進審議会の活用

専門家、学識経験者等で構成される本審議会において、専門的な立場から千代田区の清掃・リサイクルのあり方や基本計画に基づく取り組みの評価等について、審議を行います。

2.計画の進行管理

PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善見直し)を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

計画の着実な推進のためには、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握・点検・評価し、改善していくことが重要です。そこで、本計画では、「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」の考え方に基づくPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

また、必要な対応策については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」に反映のうえ取り組みを推進していきます。

第7章 生活排水処理基本計画

1.現状

本区の下水化率 100%であり、現状し尿汲み取り便槽はありません。

2.取り組み

千代田区における生活排水は、民間の一般廃棄物処理施設で処理される「ディスポーザー汚でい」を除いて、公共下水道により処理します。また、区が居住用と認めた建築物から排出された「し尿混じりのビルピット汚でい」は、清掃一組の施設で処理されます。その他、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚でい」「仮設トイレのし尿」「浄化槽汚でい」については、排出事業者の責任に基づき、民間処理施設において処理されます。